

# 「条例づくりについて」

障害者権利条約とは？ 障害者差別解消法とは？

JDF、ODF、泉州フォーラムの取り組み？

なぜ、茨木市で差別禁止条例が必要なのか？



障害者権利条約が批准され、各地で差別禁止条例づくりに向けて取り組みが行われています。茨木市でも、条例づくりを進めるために茨木障害フォーラムとして幅広い集まりをつくっていきたくと考えています。

そこでこの度、泉州地域で先進的な取り組みをされている三井孝夫さんにご講演いただき、茨木障害フォーラム結成に向けたイメージづくりをしていきたくと考えています。共に障害のあるなかまの権利を守っていきましょう!!

**2015年4月22日(水) 13:30~15:00**

茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）302号

大阪府茨木市駅前四丁目6番16号

(JR茨木駅・阪急茨木市駅から約800メートル)

TEL:072-624-1726 FAX:072-624-7879

**講師 三井 孝夫 さん**

泉州障害者自立生活連絡会 代表

入場  
無料

**主催 茨木障害フォーラム準備会**

特定非営利活動法人 いばらき自立支援センター ぽぽんがぽん

〒567-0088 茨木市駅前1丁目4-14エステート茨木3階

TEL 072-623-9202 / FAX 072-623-9203 (担当 六條)

## 学習会

### 「条例づくりについて」資料内容

1. プロフィール
2. 障害者権利条約
3. 障害者権利条約フォーラム in 泉州アピール案
4. 学習会チラシ 1～4
5. 第4回学習会資料
6. 移動支援事業利用制限の経過
7. 移動支援【改定前】
8. 移動支援【最新】
9. 他市の条例

## ◆講師プロフィール

### 三井 孝夫（みついたかお）

障 害：両下肢機能障害 1 級  
両上肢 4 級

年 齢：37 歳

所 属：NPO 法人リアライズ 理事長  
自立生活センター・リアライズ 代表  
泉州障害者自立生活連絡会 代表  
障害者権利条約フォーラム in 泉州実行委員会 代表



1977 年、大阪府泉大津市に生まれる。入学差別を受けながらも希望する地域の小学校に入学。

しかし、周囲の勧めから障害を治療する目的で小学校 3 年生から卒業までの約 3 年間、入所施設での生活を送る。中学校では野球部への入部拒否に合う。高校進学時には、障害を理由に進路を周囲の大人たちに決定され、希望する高校を受験することができなかった。そうして入学することになった高校からは、合格後に入学に条件を付けらる。人としてあたりまえに生きていくだけで、差別を受ける人生に疑問を感じ、これからの人生は差別と向き合うことを決意。浪人の末、1997 年、桃山学院大学へ入学。

21 歳の時、大学の授業で、障害者自立生活運動を牽引してきた障害当事者の DP | 日本会議の尾上浩二氏に出会い、卒業後に自立生活センターで運動と自立支援の経験を積む。

2008 年 4 月より、大阪府南部の泉州地域では初となる自立生活センターを立ち上げ活動中。



特定非営利活動法人リアライズ

自立生活センター・リアライズ

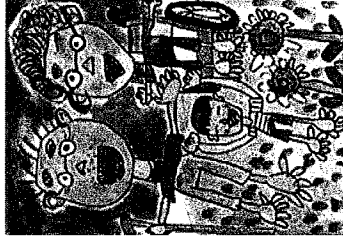
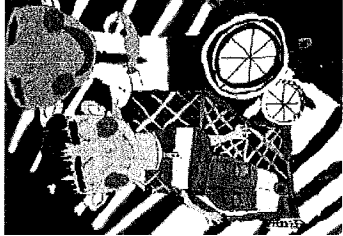
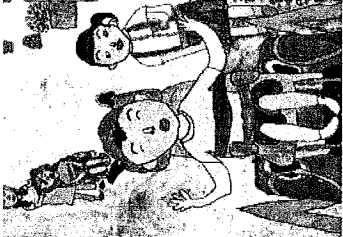
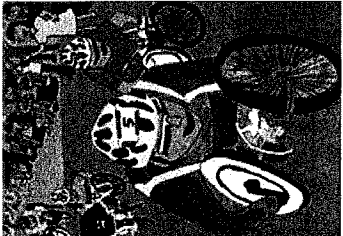
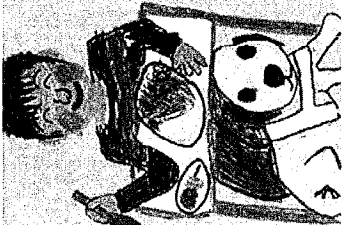
〒595-0071

大阪府泉大津市助松町 1-3-33

エクセラート北助松 1F 店舗 4

TEL 0725-22-7716 FAX 0725-22-7746

<http://www.cil-realize.com>



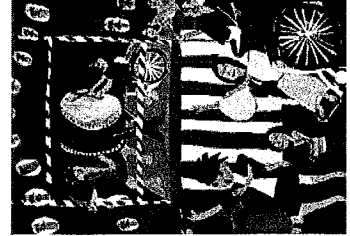
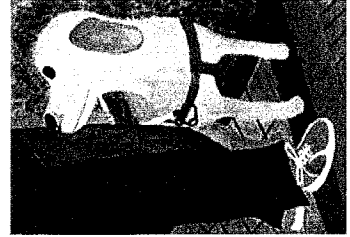
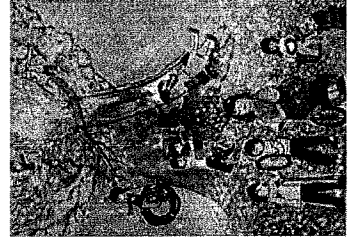
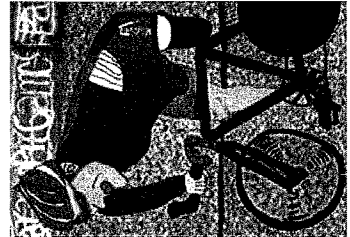
# 障害者権利条約

Convention on the Rights of Persons with Disabilities

## 外務省

表紙の絵：内閣府「障害者週間のポスター」入賞作品「山本彩佳さん、さいたま市／荒牧研乃さん、岡山県／池田薫さん、浜松市／藤野唯也さん、下段左から 千葉県／大野行雄さん、北海道／藤野悠菜さん、埼玉県／石塚悠哉さん、茨城県／石崎悠哉さん）

裏表紙の絵：内閣府「障害者週間のポスター」入賞作品「上段左から 鈴木楓／藤原瑞貴さん、都立東／金田千歩未さん、熊本県／藤井えみさん、下段左から 熊本県／杉本和由理さん、愛知県／香村悠樹さん、京都市／宮本結さん、さいたま市／川原もこさん）



障害者権利条約についての詳細は [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/jinken/index_shogaisha.html)

障害者権利条約 外務省

写真提供元：株式会社PVR 株式会社ハートフル軟件PVR 厚生労働省、公益財団法人交通工科大学、モビリティ財団、国際協力機構、住友商事株式会社、一般財団法人全日本ろうあ者連盟（在十指組） 千葉県立千葉養学校、政大大学院大専務副校長、内閣府、日本聴覚フオーラム、日本身体障害者団体連合会、公益財団法人日本聴覚水協会、香川県庁、徳島市交通員

〒100-8919 東京都千代田区千代田2-2-1 TEL: 03-3580-3311(代)

外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/> 外務省

障害者権利条約 外務省

編集：外務省総合外交政策局人権人権課 発行：国内広聴室 2015.02

本パンフレットの点字データ・音声データ URL はこちら

【点字データ】 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/jinken/data/tenji.bes>

障害者権利条約パンフレット 点字データ 外務省 検索

【音声データ】 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikou/jinken/data/onsei.mp3>

障害者権利条約パンフレット 音声データ 外務省 検索

# 「障害者の権利に関する条約」の締結

◆ **障害者の権利に関する条約 (障害者権利条約)** とは  
 障害者権利条約は、障害者の権利を  
 実現するために国がすべきことを決め  
 ています。条約とは、国際的な約束のこ  
 とです。障害者権利条約は、障害者の

人権や基本的自由を守るための約束で  
 す。障害者権利条約は、障害者のもと  
 と持っている自分らしさを大事にして  
 います。

◆ **障害者権利条約ができてきたまで**  
 条約は、国どうしの話し合いで作ら  
 れることが普通です。でも、障害者権利  
 条約を作るための話し合いには、障害者  
 団体も参加することができました。それ  
 は、障害者の間で広く知られている「私  
 たちのことを、私たち抜きに決めないで」  
 (英語で Nothing About Us Without Us)  
 という考え方が大事にされたからです。ど  
 の国も、本心に障害者のためになる条約を  
 作るうと思っていたからです。

◆ **日本が障害者権利条約を締結するまで**  
 日本を代表して話し合いに参加した  
 人たちの中には、障害のある人もいま  
 した。日本は話し合いがうまくいくよう



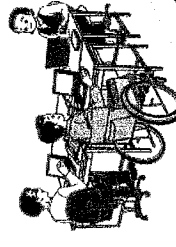
◆ **日本が障害者権利条約を締結するまで**

日本は、2007年に条約に署名(サイ  
 ン)をしました。署名は、条約の内容に  
 基本的に賛成していることを表します。  
 署名の後、日本はまず、障害者制度の  
 改革に力を入れました。(右上の表を見て  
 下さい)

◆ **このような改革が行われたことから、  
 2014年1月20日に、日本は条約を締結  
 しました。**  
 ※締結とは、国が条約の内容を守ることを約束  
 することを表します。

# わかりやすい版

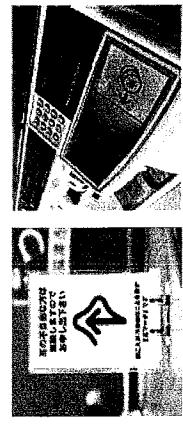
- ◆ **2011年 障害者基本法の内容が新しくされました。**  
 障害者基本法は、障害者についての法律や制度の基本的な考え方を決めています。
- ◆ **2012年 障害者総合支援法が作られました。**  
 障害者総合支援法は、障害者福祉のしくみを新しくしたものです。
- ◆ **2013年 障害者差別解消法が作られました。**  
 障害者差別解消法は、障害があるという理由で障害者を差別することを禁止しています。また、その人に合った工夫、やり方を配慮することで、障害者が困ることをなくしていくことなどを決めています。障害者への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。
- ◆ **2013年 障害者雇用促進法の内容が新しくされました。**  
 障害者雇用促進法は、障害者が働くとき、働きたいときの差別を禁止しています。障害者が働くとき、働きたいときに困ることなどをなくしていくことも決めています。



# ◆ 障害者権利条約の主な内容

◆ **平等、差別しないこと、合理的配慮**  
 障害者権利条約の第2条では、障害者に「合理的配慮」をしないことは差別になると決めています。「合理的配慮」とは、障害者が困ることをなくしていくために、周りの人や会社などがすべき無理のない配慮のことです。第5条では、国が障害に基づくあらゆる差別を禁止し、「合理的配慮」がされるよう手続をとることも決めています。

◆ **「社会モデル」とは、**  
 「障害」は障害者ではなく社会が作り出して  
 いるという考え方です。



# 「障害者の権利に関する条約」の締結

## 障害者が積極的に関わることを決

第4条では、障害者に関わることを決めるべきなどに、障害者とよく相談することを決めています。

## バリアをなくしていくこと (施設やサービスの利用のしやすさ)

第9条では、建物や公共の乗り物、情報や通信などが障害者にとって使いやすいようになるよう決めています。生活するうえで、なるべく妨げ(バリア)になるものを取り除いていくための決まりを、国が作ることを決めています。



## 自立した生活と地域と共にくらすこと

第19条では、国は、全ての障害者が地域社会で生活できるよう決めています。障害者が障害のない人と平等の権利を持ち、地域社会に参加しやすくなるために必要な手続きを国がとることを決めています。

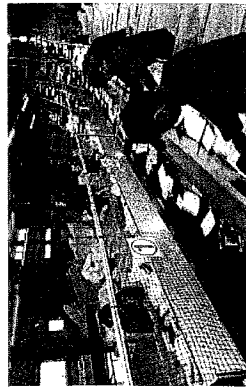
## 教育

第24条では、教育についての障害者の権利を決めています。国が、障害者があらゆる段階の教育を受けられるようにすべきことを決めています。また、教育を受けるとき、それぞれの障害者にとって必要な「合理的配慮」がされることを決めています。



## 雇用

第27条では、障害者が働く権利を障害のない人と平等に持つことを決めています。どんな形の働き方でも障害に基づいてあらゆる差別を禁止するよう決めています。また、障害者が職場で「合理的配慮」を求められるように国が必要な手続きをとるよう決めています。



## 文化・スポーツなど

第30条では、障害者が生活の中で文化やスポーツを楽しむ権利について決めています。また、国は障害者が文化的な公賞などを築きやすいようにするよう決めています。国は障害者がレクリエーションやスポーツに参加できるようにすることも決めています。



## 国際協力

第32条では、世界の障害者の権利を守っていくため、世界の国々と力をあわせていくことが大事であるということを決めています。



## わかりやすい版

## 国内の実施と監視

第33条では、国の中で条約の内容が守られているかどうかをチェックするしくみを作るよう決めています。日本では、このしくみとして内閣府に「障害者政策委員会」が作られました。「障害者政策委員会」には、障害者や障害者団体の人たちが委員として参加しています。



## 国による報告

第34条では、「障害者の権利に関する委員会」について決めています。「障害者の権利に関する委員会」の委員は、条約を締結した国の中から18人が選ばれます。第35条では、条約がどのように実施されているかについて、国が「障害者の権利に関する委員会」に報告しなければならぬことを決めています。また、「障害者の権利に関する委員会」が国からの報告の内容をくわしく調べることも決めています。



しょうがいしゃ けんり じょうやく いん せんしゅう  
障害者権利条約フォーラム in 泉州

がつ にち ど  
2月26日(土)

13:30~16:30

なみきり とくべつかいぎしつ  
浪切ホール 4F特別会議室

いま しょうがいしゃけんり じょうやく にほん ひじゅん おお しょうがいしゃかんけいしゃ  
今、障害者権利条約を日本で批准するため、多くの障害者関係者があつまり、

かくち せっきよくてき ぎろん  
各地で積極的な議論がおこなわれています。

わたし く せんしゅう かんけいしゃ おお かた あつ ば  
私たちの暮らすこの泉州でも、関係者をはじめ多くの方が集まる場をつくり、

ひじゅん む ちから あ かんが  
批准に向けて力を合わせていきたいと考えています。

だいいっぽ しょうがいしゃけんり じょうやく せんしゅう きかく  
その第一歩として「障害者権利条約フォーラムin泉州」を企画しました。

しょうがいしゃけんりじょうやく か  
「障害者権利条約って、そういうことが書いてあるんか！」

りかい であ ひと じつじょう  
とみんなで理解し、これまで出会ったことのない人たちが、それぞれの実情を

こうりゅう あ れんけい ふか ば おも  
交流し合い、連携を深めていく場にしたいと思います。

あつ  
ぜひたくさん、お集まりください。

しゆざい しょうつかいしゃけんりじょうやくか おーら む いんせんしゅう しつこついいんかい  
主催：障害者権利条約フォーラムin泉州 実行委員会

たんとう しょうがいしゃけんりじょうやくか おーら む いんせんしゅう じむきょく あまだのぶゆき  
担当：障害者権利条約フォーラムin泉州 事務局 雨田信幸

〒558-0011 大阪府住吉区新田5-1-22 きょうされん おおさか支部 宛

TEL06(6697)9144 Fax06(6697)9059 E-mail [osaka@kyosaren.or.jp](mailto:osaka@kyosaren.or.jp)

(フォーラム参加予定者…23団体、12月18日現在、順不同)

たかし しょうかいしゃけんり かい だいさん きしわだ じょうやく しょうがいしゃの せいふくじりつ かい おおさかしょうがいしゃ まもるかい きしわだ しづみ の あくしかい  
高石視覚障害の会 第三岸和田作業所 障害者の生活自立をすすめる会 大阪障害児を守る会岸和田支部 いずみ野福社会

ささゆり じょうやく かい きしわだしょうがいしゃけんりじょうやくかい けんりじょうやく かい けんりじょうやく かい けんりじょうやく かい  
ささゆり作業所 岸和田障害者児関係団体連絡協議会(岸障連) NPO法人トウキヤザー 岸和田障害者共同作業所 山直ホーム

えびのーほうじん せんしゅう ちゅうりょう しょうがいしゃけんりじょうやくかい (社福)大阪手をつなぐ育成会 ほっとハート ホライズン なかまの じゅう  
NPO法人リアライズ 泉州地区聴力障害者協会 (社福)大阪手をつなぐ育成会 ほっとハート ホライズン なかまの じゅう

デイセンターせんなん NPO法人サポ-トグループ ほわほわの会 障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 (障大連)

たかし しょうかいしゃけんりじょうやくかい かい だいさん きしわだ じょうやく しょうがいしゃの せいふくじりつ かい おおさかしょうがいしゃ まもるかい  
高石障害者作業所 デイセンターを育てる会 和泉市障がい者団体連絡協議会 きょうされん大阪支部



(第二案)

障害者権利条約フォーラム in 泉州 アピール案

2006年12月に国連総会で障害者権利条約が採択され、日本政府は翌年の5月に署名しました。

現在、条約批准を視野に、日本における新しい障害者施策の検討が、障害当事者が多数参加した「障がい者制度改革推進会議」を中心にすすめられています。

私たちは、新しい施策が真に障害者の実態や願いを反映した内容で実施されることを望んでいます。

障害者権利条約フォーラム in 泉州実行委員会は、これまでに出会ったことのなかった団体がつながり、今日のフォーラムまでに6回の会議を開き準備をすすめてきました。

実行委員会では、フォーラムの主旨・目的を以下の3点として考えました。

- ・ 障害者権利条約について、障害児者・関係者が学び・考えていく
- ・ 障害児者・関係者が、種別や団体をこえて実態を交流し日常的に連携をしていく
- ・ 障害者権利条約や障害児者の実態について、多くの市民の方に知ってもらう

泉州地域(8市4町)に住む私たちの取り組みは始まったばかりです。私たちは障害当事者・関係者だけでなく、多くの市民の方と結びつきをつよめて、一緒に権利条約について考えていくこと、この泉州地域が「住んでいてよかった」「住み続けたい」と思える地域でありたいと願っています。

本日のフォーラムを契機に、今日集まったすべてのみなさんと力をあわせて、障害者権利条約の批准をもとめてすすんでいきたいと思えます。

2011年2月26日

障害者権利条約フォーラム in 泉州

参加者一同



# プログラム

だいいちぶ 第一部 <sup>かり</sup> (仮) <sup>しょうがいしゃけんりじょうやく</sup> 「障害者権利条約と制度改革」 <sup>せいどかいかく</sup>

おのうえこうじ  
尾上浩二さん



おのうえ (尾上さんは、<sup>しょうがいしゃせいどかいかくすいしんかいぎ</sup>「障害者制度改革推進会議」<sup>いいん</sup>委員として<sup>げんざい</sup>現在<sup>かつやくちゆう</sup>ご活躍中です)

## だいにぶ 第二部

しょうがいしゃ 障害者 · <sup>かんけいしゃ</sup>関係者からの<sup>あぴーる</sup>アピール

資料代…500円 <sup>えん</sup>

## かいじょう 会場までのアクセス

### 【お車の場合】

阪神高速湾岸線利用

→岸和田南 IC を降りて約1分

<大阪市内から>

岸和田南 IC へ約25分

<関西国際空港から>

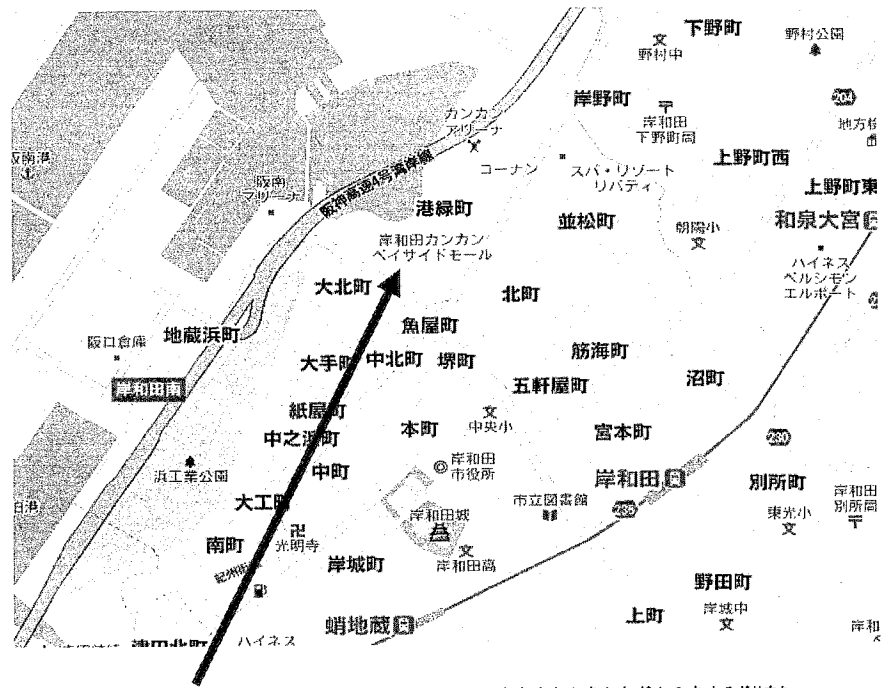
岸和田南 IC へ約10分

### 【電車の場合】

南海本線「なんば」駅から

急行で「岸和田」駅へ約25分

「岸和田」駅から徒歩約10分



「岸和田市立浪切ホール」〒596-0014 大阪府岸和田市港緑町1-1

※手話通訳、要約筆記、点字資料あり

その他参加するにあたって資料の情報保障が必要な方は事務局まで連絡して下さい。

### 後援(予定)

泉州地域(高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町)の自治体、社会福祉協議会に申請中

泉州フォーラム実行委員会 第2回学習会

～障害者権利条約の視点から考える～

# 泉州地域で暮らすとは

日時：2013年2月23日(土)午後2時～4時半

場所：忠岡町ふれあいホール(忠岡町役場)

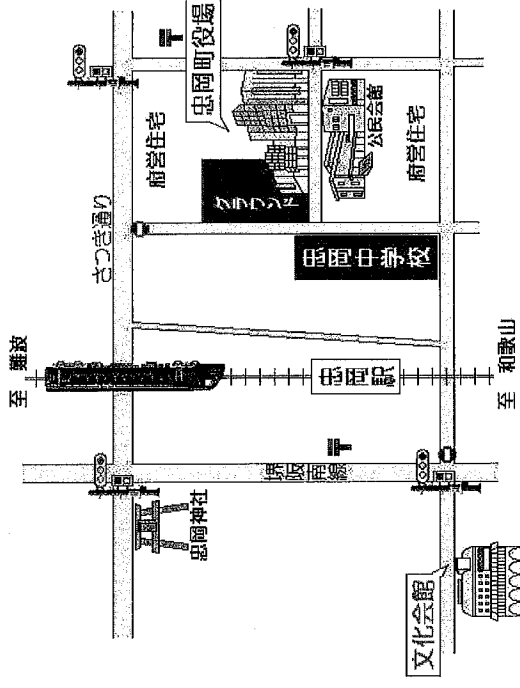
(〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1 TEL:0725-22-8602

南海本線「忠岡駅」下車 東へ徒歩約5分)

第一部：泉州地域で暮らす障害当事者・関係者のアピール  
第二部：地域で暮らすとは

～障害者権利条約から考えてみよう～

講師：大阪府立大学准教授 三田優子さん



資料代：500円

主催：泉州フォーラム実行委員会

連絡先：NPO法人自立生活センター・いこら 〒596-0062 岸和田市  
中北町7番21号 Tel&Fax 072-488-7334 email ikora-2012@road.ocn.ne.jp

泉州フォーラム第2回学習会参加申込書

申込み先：自立生活センターいこら

Fax 072(488)7334

団体・個人 (いづれかに○を、団体の場合参加人数もお書きください)

所属( ) お名前( )

他 名) 点 字 要 手話通訳 要

連絡先 Tel( ) Fax( )

※全体要約筆記あり

# 泉州フォーラム実行委員会 第3回学習会

# 防災について考える

# ～障害当事者の視点から～

日時：3月8日(土)午後2時～4時

場所：岸和田市福祉総合センター大会議室

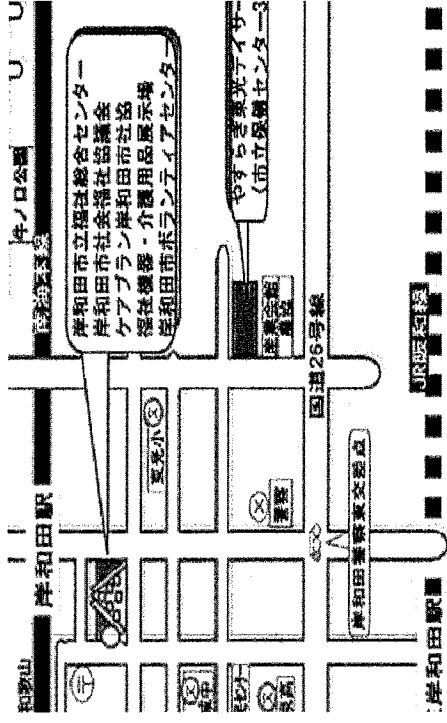
第一部：「生命のことづけ～死亡率2倍、  
障害のある人たちの3・11～」

※日本障害フォーラム(JDF)制作の震災記録映画

第二部：防災について考える～障害当事者の視点から～

講師：増澤高志さん

※生活工房(補助具・福祉機器研究所)代表 立命館大学・佛教大学 非常勤講師。和泉市在住  
福島県を4回訪問。津波被災状況や原発事故の影響を垣間見、作業所や障害者団体の方と懇談。  
改めて災害は非日常ではなく、日常にあることとして位置付けなければならぬのではないかと感じている。  
災害に対する備え・対応のあるべき姿に関心を持ち、調査等を行っている。



岸和田市野田町1丁目5番5号 南海本線岸和田駅下車 南東へ徒歩5分

資料代：500円

主催：泉州フォーラム実行委員会

連絡先：自立生活センター・いこらー

Tel&Fax 072-488-7334 email ikora-2012@road.ocn.ne.jp

泉州フォーラム第3回学習会参加申込書

申込み先：自立生活センターいこらー

Fax072(488)7334

団体・個人 (いづれかに○を、団体の場合参加人数もお書きください)

所属( ) お名前( )

他 名) 点 字 要 手話通訳 要

連絡先 Tel( ) Fax( )

※全体要約筆記あり

# 移動支援について考える

～泉州発「地域で暮らすとは」Part1～

**日時：3月7日(土)午後2時～4時半**

**場所：テクスピア大阪 小ホール**

第一部：「移動支援～枚方の挑戦～」

長尾祥司 (NPO法人パーソナルサポートひらかた 理事長)

服部孝次 (枚方市障害福祉室 障害福祉課長)

第二部：「移動支援について考える～泉大津市・和泉市・高石市～」

和泉市…宮崎充弘 (かざみどりの相談室 / 和泉市移動支援事業所連絡会 代表)

泉大津市…長瀬翼 (リアライズ / 泉大津市移動支援事業におけるあり方検討会)

高石市…田中市子 (高石障害児 (者) 生活支援相談室)

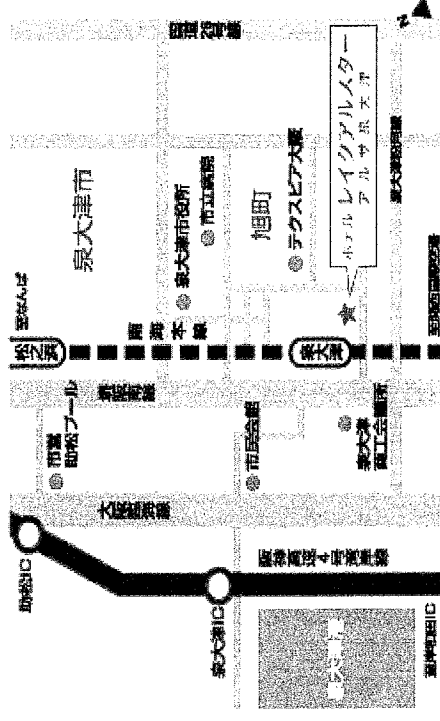
【コーディネーター】

・三井孝夫 (泉州障害者自立生活連絡会)



## 〈泉州フォーラム実行委員会 第4回学習会〉

～移動支援事業、市町村による対応の違いが多く存在しています。社会参加する上でなくてはならない移動支援の現状を知ること・「地域格差をなくしどこに住んでも安心して暮らしたい」、そんな願いを学習会を通じて共有し、発信していきたいと考えています～



泉大津市旭町22-45 0725-31-4402 南海・泉大津駅下車3分

**資料代：500円**

情報保障あり。

※事前にご連絡  
下さい。

**主催：泉州フォーラム実行委員会**

**後援：泉大津市**

連絡先:自立生活センター・いこらー

Tel 072-488-7334 (Fax-7338) email:kora-2012@road.ocn.ne.jp

# 障害者の権利条約と移動支援事業

泉州フォーラム実行委員会  
代表 三井孝夫

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

障害者権利条約は、2006年12月13日に国連総会において採択され、2008年5月3日に発効しました。我が国は2007年9月28日に、高村正彦外務大臣（当時）がこの条約に署名し、2014年1月20日に、批准書を寄託しました。また、同年2月19日に同条約は我が国について効力を発生しました。

---

## 移動の権利にかかわる主な条文【権利条約から抜粋】

---

### 第十九条 自立した生活及び地域社会への包容

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

【一言でいうと：生活様式の自由】

(b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。

【一言でいうと：地域生活のためのサービスの保障】

### 第二十条 個人の移動を容易にすること

締約国は、障害者自身ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

(a) 障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること。

【一言でいうと：移動の権利の保障】

---

その他にも、様々な余暇や社会参加に関わる条文がある。

「第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加」

# 我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

## 障害者権利条約とは？

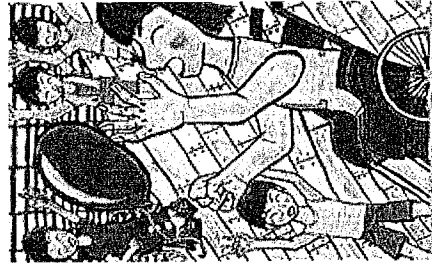
■ 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

- ◆ 障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定\*を含む。）を禁止
- ◆ 障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ◆ 条約の実施を監視する枠組みを設置、等

\*過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：段差への渡し板の提供等）を行わないことを指します。



## 条約成立まで一締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



- 2006年12月 国連総会で条約が採択されました。
- 2007年 9月 我が国が条約に署名しました。
- 2008年 5月 条約が発効しました。

2014年10月末時点で  
151か国・地域・機関が締結済みです。

## 条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

- 2011年 8月 障害者基本法が改正されました。
- 2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。
- 2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

2014年1月20日我が国は「障害者権利条約」を締結し、  
2月19日に条約は我が国について効力を発生しました。

## 条約を締結するとうなるの？

■ 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

（障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。）  
（条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。）

■ 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



移動支援サービスの利用について◆Q&A集 新旧対照表

新	旧
<p>Q2. 施設入所中（障がい者総合支援法および介護保険に基づく入所施設等）の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。</p> <p>A2. 施設入所者への日常生活支援については、基本的には施設職員によって対応されるべきものですが、施設入所支援のサービスと重複しない一時帰宅時（入所施設から自宅までの往路・復路を含む。）及び地域移行を目的とした外出には移動支援の利用が可能です。</p> <p>Q25. 居酒屋など飲酒の場への移動に利用することはできますか。</p> <p>A25. 一般的な社会生活の延長であり、利用可能です。ただし、ガイドヘルパーと一緒に飲食（栄養補給等を除く。）をすることはできません。</p> <p>Q28. 旅行する際に、移動支援を利用することはできますか。</p> <p>A28. 旅行の際に、移動支援（自宅から宿泊施設までの往路・帰路及び宿泊施設内における移動、食事、入浴、排せつ等の介助）を利用することは可能です。なお、その際は、利用者と事業者の間において支援計画について事前に調整してください。</p>	<p>Q2. 施設入所中（障がい者総合支援法および介護保険に基づく入所施設等）の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。</p> <p>A2. 施設入所者への日常生活支援については、基本的には施設職員によって対応されるべきものですが、地域への移行を促進するために、施設入所支援のサービスと重複しない一時帰宅時には移動支援の利用が可能です。なお、この場合であっても入所施設から自宅までの往路・復路については、支援の対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>Q25. 居酒屋・スナックなど飲酒の場への移動に利用することはできませんか。</p> <p>A25. 公費によって提供されるサービスとして、社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動など社会参加のための外出にはあたらないものと判断しており、利用することはできません。</p> <p>Q28. 旅行する際に、移動支援を利用することはできますか。</p> <p>A28. 移動支援による外出の支援は、原則、自宅を起点として一日の範囲内で用務を終えるものを対象としています。宿泊を伴う旅行の場合には、宿泊施設を自宅とみなし、例外的に自宅から宿泊施設までの往路と宿泊施設から自宅までの帰路のみの支援としてご利用いただけます。なお、この場合であっても、宿泊施設内における食事、入浴、排せつ等の介助については、移動支援の対象とはなりません。</p>

## 泉大津市移動支援事業利用制限問題の経過

泉州障害者自立生活連絡会  
代表 三井孝夫

2013年

7月3日

泉大津市障害福祉課より、「泉大津市移動支援サービスの利用について(20130701付 Q&A)」が市内の事業所に送付されてきた。

7月3日

サポートセンターかりんより、今まで可能とされていたことが認められなくなる内容であることについて、市に対する働きかけの呼びかけがリアライズにあった。

7月4日

Aさんの呼びかけに応じ、三井より市内の繋がりがある事業所に連絡。

事業所：サポートセンターかりん、あかりケア、ほわほわの会、自立生活センター・リアライズ(4事業所)と、当事者団体として泉障連が参加し、「移動支援事業の在り方検討会準備会」の立ち上げの確認と、意見の集約を開始。

7月16日

検討会(準備会)として意見提起を作成。

8月9日

泉大津市と検討会との協議の場を設定

- ・要望書、意見提起の提出
- ・意見提起をもとに協議①

8月30日

泉大津市から要望書と意見提起への回答

- ・「泉大津市として検討会に参加することはできないが、意見交換は行う」との回答。

9月11日

あり方検討会として、協議内容についての検討



10月8日

泉大津市と検討会との協議

・意見提起をもとに協議②

10月31日

泉大津市障害福祉課より改訂版（案）が提示された。

11月13日

あり方検討会として、協議内容についての検討

11月15日

泉大津市と検討会との協議

・改訂版（案）についての意見提起をもとに協議③

11月26日

泉大津市から今までの経過を踏まえた改訂版の提示

12月4日

あり方検討会として、条件付きで承認。

以下、回答のメール転載

---

障害福祉課課長吉田様

いつもお世話になります。三井です。

さて、移動支援サービスの利用について改訂版最終案について、移動支援事業におけるあり方検討会としての結論をお伝えします。

7月より重ねて来た検討の中で市より回答があった書面のとおり、

①今回の改訂は第一弾であること。

②検討課題が残っているということ。

③検討課題について、改善の見込みがないというのではなく、府内の他市の情勢、大阪府のガイドラインの改訂状況、他の法令等の状況を見つつ、今後も改訂を行っていくこと。

以上の点を含んだ上で、今回の改訂について同意する結論を得ることになりました。

つきましては、今後とも行政、障害当事者団体、事業所との連携を図りつつ、よりよい移動支援事業の実施を協働させていただきたく存じます。

---

2014年10月8日

泉大津市移動支援事業の在り方検討会の開催。残された課題、ギャンブル、居酒屋、入所施設を起点終点とした利用、宿泊を伴う宿泊施設内での利用の4点についての意見交換。

10月31日

あり方検討会と泉大津市との意見交換会。府内他市での運用状況と比較し、市へ提言を行った。市としても前向きに検討したいとのこと。1月半ばには課内での検討結果を連絡したいとのこと。

2015年1月中旬

泉大津市へ、回答を求めるが、市長や理事者との協議中とのこと。4月1日の改定に向けて進めているところとの回答。

2015年2月23日～27日

泉大津市との最終意見交換会。検討会と障害福祉課との意見調整を行い、ギャンブル以外の項目については改善される方向性を模索。

2015年4月1日

移動支援事業 Q&A の再改定がなされた。

居酒屋、施設入所者の利用、宿泊施設内での利用については、概ね認められることとなった。

※ギャンブルについては認められなかったが、差月解消法の施行や他市の状況を踏まえ、今後も求めていくこととした。

## 泉大津市移動支援サービスの利用について

平成25年7月

### ◆移動支援事業の概要

#### (1)移動支援事業とは…

移動支援事業とは、単独では外出が困難な障がい者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助および外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。

#### (2)対象者

移動支援事業の対象となる方は、原則として泉大津市内にお住まいで、外出時に移動の支援が必要と認められる以下の障がい者(児)です。

ただし、障がい福祉サービスの重度訪問介護、行動援護、同行援護等の受給により、これらのサービスの利用による外出時の移動の支援を受けることができる方を除きます。

障がい種別	対象となる要件
身体障がい者	身体障がい者手帳をお持ちの、下肢機能、体幹機能または脳原性運動機能障がいによる肢体不自由の障がいの程度が1級である全身性障がい者で、屋外での単独移動が困難な車イスを利用する人。
知的障がい者	療育手帳をお持ちで、日常生活動作のうち移動に全介助又は部分介助を必要とし、屋外での単独移動が困難な人。
精神障がい者	障がい等級が1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちで、精神障がい者保健福祉手帳用または障がい年金の申請に係る精神の障がい用の診断書において、日常生活の能力の程度が次のいずれかの状態であるため、屋外での単独移動が困難な人。 ①身のまわりのことはほとんどできない。 ②日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
障がい児	上記いずれかの対象となる要件を満たす身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児で、屋外での単独移動が困難な原則小学校1年生以上の児童。

#### (3)利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担割合は費用の1割ですが、利用者の属する世帯(※)の所得の区分によって、月額負担上限額は次のとおり軽減されます。

なお、利用に伴って必要となる交通費や入場料等については、利用者本人の負担となります。

所得の区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税非課税世帯
負担上限月額	0円(利用者負担なし)	0円(利用者負担なし)	4,000円

※18歳未満の障がい児の場合は世帯全体、18歳以上の障がい者の場合は本人と配偶者

#### (4)対象となる外出の範囲

移動支援事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて、市町村の判断により実施するものとされています。

本市におきましては、本事業の趣旨や目的に沿った3つの考え方を原則として、移動支援の対象となる外出の範囲や支援の方法を定めています。

個々の具体的な事例については、◆Q&A集をご参照ください。

##### ①自立支援給付等優先の原則

障がい者の外出を支援するサービスとしては、現行制度上、障がい福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」および「行動援護」があり、これら障がい福祉サービスで対応されていない部分を移動支援事業が補完する形となっています。

このため、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」および「行動援護」を利用できる障がい者については、これら自立支援給付が優先適用されます。

##### ②公費支出としての原則

移動支援事業は、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、通勤、営業活動など経済活動に係る外出や、宗教活動、政治活動に係る外出については支援の対象外となります。

その他の外出先についても、公序良俗に反するなど社会通念上適当でない外出や、ギャンブルなど社会生活上必要不可欠とは認められない外出は支援の対象外となります。

##### ③適正なサービス維持のための原則

移動支援事業も公的な支援サービスの一つである以上、他の障がい福祉サービス等と同様に、障がい者個々のニーズに応じながらも、公平かつ公正な支給決定を行うとともに、安全確保にも十分に留意し、利用者に対する支援を継続して行っていく必要があります。

このため、支援の対象となる外出から通園・通学・通所など通年かつ長期にわたるものを除くとともに、支援にあたっては公共交通機関の利用を原則とするなど、利用者および事業者に対して適切な制度へのご理解とご協力をお願いしています。

#### (5)支給時間数

支給時間数については、外出の目的や場所、1回あたりに要する時間など利用者の意向を勘案し、個別に給付決定を行います。1か月あたりの上限時間数は以下のとおりとなります。

障がい種別	1か月の支給決定時間数の上限
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	40時間
障がい児	30時間(8月のみ50時間)

## ◆Q&A集

Q1. グループホームやケアホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A1. グループホーム、ケアホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。

なお、居宅介護(通院等介助)に関しては、一月に2回を限度として、サービスの利用が認められる場合があります。

Q2. 施設入所中(障がい者総合支援法および介護保険に基づく入所施設等)の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A2. 施設入所者への日常生活支援については、基本的には施設職員によって対応されるべきものですが、地域への移行を促進するためにも、施設入所支援のサービスと重複しない一時帰宅時には移動支援の利用が可能です。なお、この場合であっても入所施設から自宅までの往路・復路については、支援の対象外となりますのでご注意ください。

Q3. 移動支援の利用に年齢による制限はありますか。

A3. 移動支援は、その障がいによって単独では外出が困難な障がい者(児)に対して、外出時に必要となる移動の介助および外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスですので、障がいの有無に関わらず単独での外出が困難と思われる未就学児については、本来保護者にその監護責任があることから、原則として支援の対象外としています。

Q4. 利用者の家族がガイドヘルパーとして従事し、その家族である利用者の移動支援に従事することはできますか。

A4. 生計を一にする家族等がガイドヘルパーとして支援を行うことは、サービス提供の開始時刻および終了時刻に疑義が生ずることから、これを移動支援として認めることはできません。

Q5. 重度訪問介護、同行援護または行動援護とあわせて移動支援を利用できるのでしょうか。

A5. 重度訪問介護、重度障がい者等包括支援、同行援護または行動援護の利用により、外出の支援を受けることができる方については、これらのサービスを優先して利用いただきます。

Q6. 介護保険によるサービスとあわせて移動支援を利用できるのでしょうか。

A6. 介護保険により利用可能な同種のサービスがある場合には、介護保険サービスを優先して利用していただくことになります。通院や公共機関への手続き、普段の必要な買い物などについては、介護保険サービスにより対応できますので、移動支援の利用はできません。

Q7. ガイドヘルパーの交通費等は誰が負担するのですか。

A7. 利用者宅からの外出にかかる公共交通機関等の交通費については、利用者がガイドヘルパーの分も負担してください。なお、利用に伴って必要となる観劇・映画・コンサートなどの入場料についても、会場内でも支援を行う必要があることを前提として、同様に利用者本人がガイドヘルパーの分も負担することとなります。

Q8. ガイドヘルパーの食事の費用は誰が負担するのですか。

A8. ガイドヘルパー自身が負担します。なお、食事中も介助等の支援が必要である場合を除き、利用者とガイドヘルパーが同席する必要はありません。

Q9. キャンセル料の負担はどうなりますか。

A9. キャンセル料の負担については、事業者との契約時に取り決めをしていただきますようお願いいたします。

Q10. 移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか。

A10. 居宅介護(通院等介助や通院等乗降介助)の対象者や介護保険の被保険者については、障がい福祉サービスおよび介護保険制度を優先して利用することになります。  
また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなります。

Q11. 一回の外出時に、往路は居宅介護による通院等介助、帰路は移動支援により食堂やレストランでの食事という利用は可能ですか。

A11. 目的地までの行きと帰りによって、複数の制度のサービスを使い分けることはできません。介護保険によるサービスについても同様です。

Q12. 入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A12. 入院および退院にかかる移動については、障がい福祉サービスである居宅介護(通院等介助や通院等乗降介助)を優先して利用することになります。

Q13. ガイドヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A13. 移動支援による外出については、公共交通機関の利用を原則としています。車を利用しての移動支援は、車両運転中の事故も懸念されることから、原則として認めていません。

なお、目的地によって公共交通機関の利用が非常に困難である場合など、やむを得ず車を利用する際には必ず事前にご相談ください。その場合であっても、ガイドヘルパー自身が運転を行うのであれば、道路運送法上の許可または登録を受けていること、直接支援を行っていない運転時

間中は移動支援の算定対象としないことが条件となります。

Q14. 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A14. 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

ただし、一連の外出の中で本市が移動支援の対象として認めていない目的地が1箇所でも含まれる場合には、当該移動支援全体が算定の対象となりません。

Q15. 家族等が目的地まで送迎した場合に、目的地のみで移動支援を利用することができるでしょうか。

A15. 移動支援のサービスの起点・終点は、出発地および終了地ともに自宅を原則としていますが、目的地が移動支援の対象となる場所であり、現地にて移動の介助または外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う場合には、目的地のみでの移動支援の利用も可能です。

ただし、いわゆる『預かり行為』と考えられる場合には、利用対象外となります。

Q16. 遠足、社会見学などの学校行事で外出する際に、移動支援を利用することはできますか。

A16. 授業の一環である学校行事については、学校で対応すべきものであるため、移動支援の対象外となります。

Q17. スーパー銭湯や温泉などにおいて、入浴に伴う介助は移動支援の対象となりますか。

A17. 入浴に伴う介助は移動支援の対象とはなりません。スーパー銭湯や温泉などを目的地とした外出を行う場合には、自宅から目的地までの往路・復路のみ算定の対象としてください。

なお、居宅に浴室がない、または狭くて十分な介助が行えないなどの事情により、居宅での入浴ができないときは、入浴が可能な最寄りの公衆浴場等である場合に限り、居宅介護(身体介護)による入浴介助(当該公衆浴場等までの移動を含む。)を利用することができますのでご相談ください。

Q18. 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中での介助も移動支援の対象となりますか。

A18. プール遊泳中の介助は移動支援の対象とはなりません。プールを目的地とした外出を行う場合には、自宅から目的地までの往路・復路のみ算定の対象としてください。

Q19. 目的地までの送迎に移動支援を利用した場合、現地での待ち時間の扱いはどのようになりますか。

A19. プールやスーパー銭湯を利用したり、映画や観劇などを観賞したりする時間については、目的地での待機時間として移動支援の対象とはなりません。なお、利用者の食事の時間についても、常時介護を行う必要がある場合を除いては、同様にガイドヘルパーの待機時間または休憩時間と

みなします。

Q20. 事業者が企画・主催した旅行・遠足等のレクリエーション活動に、移動支援を利用することはできますか。

A20. 移動支援は、利用者の発意による外出を支援するものであること、また、ガイドヘルパー派遣事業者が主催するレクリエーション活動は、常時支援を行うべきガイドヘルパー自身の慰労の要素も濃いことから、原則として移動支援の対象とはなりません。

Q21. 通所先から自宅までの途中にあるプールを利用する場合、プールから自宅までの間の移動に移動支援を利用することはできますか。

A21. 本市では、通園・通学・通所など通年かつ長期にわたる外出については、移動支援の対象とはしていません。通所先から帰る途中あるいは向かう途中に目的地に立ち寄る場合、実質的には通所先までの往路または復路の支援になることから、移動支援の対象とはなりません。

Q22. 外出のための用意をしていたが、利用者の具合が突然悪くなり利用を中止した場合の支援はどうなるのでしょうか。

A22. 外出に伴って必要な着替え、準備、排泄などの介助を行っていた時間については、移動支援の算定の対象とすることができますが、単なる見守りを行っていただけの場合には支援の対象とはなりません。

Q23. 冠婚葬祭にも移動支援を利用することはできますか。

A23. 利用することは可能ですが、原則として自宅から会場までの往路・復路のみが支援の対象となります。会場内においても介助等の支援が必要となる場合には、事前にご相談ください。

Q24. 競馬・競輪・競艇・パチンコなどのギャンブルを目的とした移動に利用することはできますか。

A24. 公費によって提供されるサービスとして、社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動など社会参加のための外出とは認められないため、利用することはできません。

Q25. 居酒屋・スナックなど飲酒の場への移動に利用することはできますか。

A25. 公費によって提供されるサービスとして、社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動など社会参加のための外出にはあたらないものと判断しており、利用することはできません。

Q26. 学校、通所の送迎に移動支援を利用することはできますか。

A26. 本市では、通園・通学・通所など通年かつ長期にわたる外出については、移動支援の対象とはしていません。自宅から通園・通学の送迎用バスの停車場所までの移動も同様です。



泉大障第1046号

平成27年3月13日

移動支援事業登録事業者 各位

泉大津市障がい福祉課長

( 公 印 省 略 )

「泉大津市移動支援サービスの利用について」(平成27年4月改訂版)  
の配付について

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご協力を賜りありがとうございます。

さて、「泉大津市移動支援サービスの利用について」につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村事業として実施している移動支援事業の利用にあたっての理解を深めるため、平成25年に作成のうえ、登録事業者の皆様へ配付するとともに、本市ホームページに掲載し、周知を図ってきたところですが、この間の大阪府内の動向やその後寄せられた事業者および利用者の皆様からのご意見・ご要望を踏まえ、一部事業者の協力も得ながら改訂作業に努めてまいりました。

この結果、標記「泉大津市移動支援サービスの利用について」(平成27年4月改訂版)を別添のとおり作成し、平成27年4月1日から適用いたします。

つきましては、同日以降の移動支援サービスの利用については、平成27年4月改訂版をご活用いただきますようお願い申し上げます。

また、改正点を明確にするため、新旧対照表を裏面に掲載しておりますので、ご参照ください。

## 泉大津市移動支援サービスの利用について

平成27年4月

### ◆移動支援事業の概要

#### (1)移動支援事業とは…

移動支援事業とは、単独では外出が困難な障がい者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助および外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。

#### (2)対象者

移動支援事業の対象となる方は、原則として泉大津市内にお住まいで、外出時に移動の支援が必要と認められる以下の障がい者(児)です。

ただし、障がい福祉サービスの重度訪問介護、行動援護、同行援護等の受給により、これらのサービスの利用による外出時の移動の支援を受けることができる方を除きます。

障がい種別	対象となる要件
身体障がい者	身体障がい者手帳をお持ちの、下肢機能、体幹機能または脳原性運動機能障がいによる肢体不自由の障がいの程度が1級である全身性障がい者で、屋外での単独移動が困難な車イスを利用する人。
知的障がい者	療育手帳をお持ちで、日常生活動作のうち移動に全介助又は部分介助を必要とし、屋外での単独移動が困難な人。
精神障がい者	障がい等級が1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちで、精神障がい者保健福祉手帳用または障がい年金の申請に係る精神の障がい用の診断書において、日常生活の能力の程度が次のいずれかの状態であるため、屋外での単独移動が困難な人。 ①身のまわりのことはほとんどできない。 ②日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
障がい児	上記いずれかの対象となる要件を満たす身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児で、屋外での単独移動が困難な原則小学校1年生以上の児童。

#### (3)利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担割合は費用の1割ですが、利用者の属する世帯(※)の所得の区分によって、月額負担上限額は次のとおり軽減されます。

なお、利用に伴って必要となる交通費や入場料等については、利用者本人の負担となります。

所得の区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担上限月額	0円(利用者負担なし)	0円(利用者負担なし)	4,000円

※18歳未満の障がい児の場合は世帯全体、18歳以上の障がい者の場合は本人と配偶者

#### (4)対象となる外出の範囲

移動支援事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて、市町村の判断により実施するものとされています。

本市におきましては、本事業の趣旨や目的に沿った3つの考え方を原則として、移動支援の対象となる外出の範囲や支援の方法を定めています。

個々の具体的な事例については、◆Q&A集をご参照ください。

##### ①自立支援給付等優先の原則

障がい者の外出を支援するサービスとしては、現行制度上、障がい福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」および「行動援護」があり、これら障がい福祉サービスで対応されていない部分を移動支援事業が補完する形となっています。

このため、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」および「行動援護」を利用できる障がい者については、これら自立支援給付が優先適用されます。

##### ②公費支出としての原則

移動支援事業は、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、通勤、営業活動など経済活動に係る外出や、宗教活動、政治活動に係る外出については支援の対象外となります。

その他の外出先についても、公序良俗に反するなど社会通念上適当でない外出や、ギャンブルなど社会生活上必要不可欠とは認められない外出は支援の対象外となります。

##### ③適正なサービス維持のための原則

移動支援事業も公的な支援サービスの一つである以上、他の障がい福祉サービス等と同様に、障がい者個々のニーズに応じながらも、公平かつ公正な支給決定を行うとともに、安全確保にも十分に留意し、利用者に対する支援を継続して行っていく必要があります。

このため、支援の対象となる外出から通園・通学・通所など通年かつ長期にわたるものを除くとともに、支援にあたっては公共交通機関の利用を原則とするなど、利用者および事業者に対して適切な制度へのご理解とご協力をお願いしています。

#### (5)支給時間数

支給時間数については、外出の目的や場所、1回あたりに要する時間など利用者の意向を勘案し、個別に給付決定を行いますが、1か月あたりの支給決定時間数の上限は以下のとおりとなります。

障がい種別	1か月の支給決定時間数の上限
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	40時間
障がい児	30時間(8月のみ50時間)

#### ◆Q&A集

Q1. グループホームやケアホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A1. グループホーム、ケアホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。

なお、居宅介護(通院等介助)に関しては、一月に2回を限度として、サービスの利用が認められる場合があります。

Q2. 施設入所中(障がい者総合支援法および介護保険に基づく入所施設等)の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A2. 施設入所者への日常生活支援については、基本的には施設職員によって対応されるべきものですが、施設入所支援のサービスと重複しない一時帰宅時(入所施設から自宅までの往路・復路を含む。)及び地域移行を目的とした外出には移動支援の利用が可能です。

Q3. 移動支援の利用に年齢による制限はありますか。

A3. 移動支援は、その障がいによって単独では外出が困難な障がい者(児)に対して、外出時に必要となる移動の介助および外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスですので、障がいの有無に関わらず単独での外出が困難と思われる未就学児については、本来保護者にその監護責任があることから、原則として支援の対象外としています。

Q4. 利用者の家族がガイドヘルパーとして従事し、その家族である利用者の移動支援に従事することはできますか。

A4. 生計を一にする家族等がガイドヘルパーとして支援を行うことは、サービス提供の開始時刻および終了時刻に疑義が生ずることから、これを移動支援として認めることはできません。

Q5. 重度訪問介護、同行援護または行動援護とあわせて移動支援を利用できるのでしょうか。

A5. 重度訪問介護、重度障がい者等包括支援、同行援護または行動援護の利用により、外出の支援を受けることができる方については、これらのサービスを優先して利用いただきます。

Q6. 介護保険によるサービスとあわせて移動支援を利用できるのでしょうか。

A6. 介護保険により利用可能な同種のサービスがある場合には、介護保険サービスを優先して利用していただくことになります。通院や公共機関への手続き、普段の必要な買い物などについては、介護保険サービスにより対応できますので、移動支援の利用はできません。

Q7. ガイドヘルパーの交通費等は誰が負担するのですか。

A7. 利用者宅からの外出にかかる公共交通機関等の交通費については、利用者がガイドヘルパー

の分も負担してください。なお、利用に伴って必要となる観劇・映画・コンサートなどの入場料についても、会場内でも支援を行う必要があることを前提として、同様に利用者本人がガイドヘルパーの分も負担することとなります。

Q8. ガイドヘルパーの食事の費用は誰が負担するのですか。

A8. 原則としてガイドヘルパー自身が負担します。ただし、実際の支援の場においては様々な状況があると思われるので、利用の際に事業者と調整いただきますようお願いいたします。

Q9. キャンセル料の負担はどうなりますか。

A9. キャンセル料の負担については、事業者との契約時に取り決めをしていただきますようお願いいたします。

Q10. 移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか。

A10. 居宅介護(通院等介助や通院等乗降介助)の対象者や介護保険の被保険者については、障がい福祉サービスおよび介護保険制度を優先して利用することになります。

なお、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものですが、医療機関における院内スタッフによる対応が困難な場合で、障がいの状況等により院内の介助が必要と認められる場合もあります。(通院時の院内介助の取扱いについては、Q&A末尾の\*1を参照してください。)

Q11. 一回の外出時に、往路は居宅介護による通院等介助、帰路は移動支援により食堂やレストランでの食事という利用は可能ですか。

A11. 目的地までの行きと帰りによって外出の内容が異なり、複数の制度のサービスを使い分ける必要がある場合には、障がい福祉サービスである居宅介護(通院等介助や通院等乗降介助)を優先して利用のうえ、対応できない部分を移動支援のご利用で補うこととなります。

Q12. 入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A12. 入院および退院にかかる移動については、障がい福祉サービスである居宅介護(通院等介助や通院等乗降介助)を優先して利用することになりますが、入院または退院の際に他の目的地に立ち寄られる場合には、移動支援を利用していただくこととなります。

Q13. ガイドヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A13. 移動支援による外出については、公共交通機関の利用を原則としています。車を利用しての移動支援は、車両運転中の事故も懸念されることから、原則として認めていません。

なお、目的地によって公共交通機関の利用が非常に困難である場合など、やむを得ず車を利用する際には必ず事前にご相談ください。その場合であっても、ガイドヘルパー自身が運転を行うのであれば、道路運送法上の許可または登録を受けていること、直接支援を行っていない運転時間中は移動支援の算定対象としないことが条件となります。

Q14. 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A14. 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

Q15. 家族等が目的地まで送迎した場合に、目的地のみで移動支援を利用することができるでしょうか。

A15. 移動支援のサービスの起点・終点は、出発地および終了地ともに自宅を原則としていますが、目的地が移動支援の対象となる場所であり、現地にて移動の介助または外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う場合には、目的地のみでの移動支援の利用も可能です。

ただし、単に目的地において障がい者(児)を預かることを目的とする、いわゆる『預かり行為』については、障がい者(児)の外出支援という移動支援本来の趣旨・目的に沿わないものと考えられますので利用対象外となります。

Q16. 遠足、社会見学などの学校行事で外出する際に、移動支援を利用することはできますか。

A16. 授業の一環である学校行事については、学校で対応すべきものであるため、移動支援の対象外となります。

Q17. スーパー銭湯や温泉などにおいて、入浴に伴う介助は移動支援の対象となりますか。

A17. 入浴に伴う介助は本来、移動支援の対象ではありませんが、スーパー銭湯や温泉などでの入浴の際に、ガイドヘルパーによる介助等の支援が必要である場合には、入浴に伴う介助を含めて移動支援の対象となります。(介助等の支援が必要である場合については、Q&A末尾の\*2を参照してください。)

なお、居宅に浴室がない、または狭くて十分な介助が行えないなどの事情により、居宅での入浴ができないときは、入浴が可能な最寄りの公衆浴場等である場合に限り、居宅介護(身体介護)による入浴介助(当該公衆浴場等までの移動を含む。)を利用することができますのでご相談ください。

Q18. 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中での介助も移動支援の対象となりますか。

A18. プール遊泳中の介助は本来、移動支援の対象ではありませんが、プールでの遊泳の際に、ガイドヘルパーによる介助等の支援が必要である場合には、入浴に伴う介助を含めて移動支援の対象となります。(介助等の支援が必要である場合については、Q&A末尾の\*2を参照してください。)

Q19. 目的地までの送迎に移動支援を利用した場合、現地での待ち時間の扱いはどのようになり  
ますか。

A19. プールやスーパー銭湯を利用したり、映画や観劇などを観賞したりする時間については、その  
間もガイドヘルパーによる介助等の支援が必要である場合には、遊泳・入浴・トイレ等に伴う介助を  
含めて移動支援の対象となりますが、目的地での単なる待ち合いの場合には、待機時間として移  
動支援の対象とはなりません。(介助等の支援が必要である場合については、Q&A末尾の\*2を  
参照してください。)

Q20. 事業者が企画・主催した旅行・遠足等のレクリエーション活動に、移動支援を利用するこ  
とができますか。

A20. ガイドヘルパー派遣事業者が主催するレクリエーション活動については、常時支援を行うべき  
ガイドヘルパー自身の慰労・慰安の目的が無いものに限り利用することができます。

Q21. 通所先から自宅までの途中にあるプールを利用する場合、プールから自宅までの間の移動に  
移動支援を利用することはできますか。

A21. 通所先から帰る途中あるいは向かう途中に目的地に立ち寄る場合には、通所先から目的地  
を経由して自宅までの間の移動に移動支援を利用することができます。

ただし、本市では、通園・通学・通所など通年かつ長期にわたる外出については、移動支援の  
対象とはしていませんので、これらの利用が実質的な通園・通学・通所のための支援とならないよ  
うご注意ください。

Q22. 外出のための用意をしていたが、利用者の具合が突然悪くなり利用を中止した場合の支援は  
どうなるのでしょうか。

A22. 外出に伴って必要な着替え、準備、排泄などの介助を行っていた時間については、移動支援  
の算定の対象とすることができますが、単なる見守り又は外出のための声かけを行っていただけの  
場合には移動支援の対象とはなりません。

Q23. 冠婚葬祭にも移動支援を利用することはできますか。

A23. 利用することは可能ですが、原則として自宅から会場までの往路・復路のみが支援の対象と  
なります。会場内においても介助等の支援が必要である場合には、その間の食事・トイレ等に伴う  
介助を含めて移動支援の対象となります。(介助等の支援が必要である場合については、Q&A  
末尾の\*2を参照してください。)

Q24. 競馬・競輪・競艇・パチンコなどのギャンブルを目的とした移動に利用することはできますか。

A24. 公費によって提供されるサービスとして、社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動など  
社会参加のための外出とは認められないため、利用することはできません。

Q25. 居酒屋など飲酒の場への移動に利用することはできますか。

A25. 一般的な社会生活の延長であり、利用可能です。ただし、ガイドヘルパーと一緒に飲食(栄養補給等を除く。)をすることはできません。

Q26. 学校、通所の送迎に移動支援を利用することはできますか。

A26. 本市では、通園・通学・通所など通年かつ長期にわたる外出については、移動支援の対象とはしていません。自宅から通園・通学の送迎用バスの停車場所までの移動も同様です。

なお、医師の意見書等の提示により保護者の病気等の状況を確認できる場合には、特例的に月に7日(14時間)を目安に移動支援の利用を認めていますので、事前にご相談ください。

Q27. 1回の利用時間に制限はありますか。

A27. 支給決定を受けた時間数の中で、かつ一日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービスでの利用時間に制限はありません。

Q28. 旅行する際に、移動支援を利用することはできますか。

A28. 旅行の際に、移動支援(自宅から宿泊施設までの往路・帰路及び宿泊施設内における移動、食事、入浴、排せつ等の介助)を利用することは可能です。なお、その際は、利用者と事業者の間において支援計画について事前に調整してください。

Q29. 外出先で利用者とガイドヘルパーと一緒に食事をしている時間も、移動支援の対象となりますか。

A29. 外出先において食事の際に、ガイドヘルパーが利用者に同席し、介助等の支援が必要である場合は移動支援の対象となります。(介助等の支援が必要である場合については、Q&A末尾の\*2を参照してください。)

Q30. 支給決定時間数を超えて移動支援を利用することはできるのでしょうか。

A30. 本市の支給決定の時間数を超えた利用となる場合には、別途事業者との契約に基づき移動支援のサービスを利用することが可能ですが、支給決定時間数を超えた分の利用については、本市からの給付は行われません。



#### \*1 通院時の院内介助の取扱いについて

平成20年4月25日付け障障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」とされています。

この「場合により算定対象となる」について、本市では平成25年8月1日付け障生第1338号大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長通知により、以下のとおり判断のうえ対応するものとします。

- 医療機関における院内の介助については、医療機関の院内スタッフの対応を基本とする。  
ただし、医療機関の院内スタッフにおける対応が困難な場合で、次のアまたはイのいずれかに該当する場合には算定(利用)を可能とする。

ア. 障がいの状況等により院内の介助が必要と認められる場合

- ・ 医師等との意思疎通が困難な場合
- ・ 見守り的な支援が継続的に必要な場合
- ・ 院内での移動の介助が必要な場合
- ・ 排せつ介助などの身体的介護を必要とする場合

イ. その他、院内における支援を必要と判断される場合

※ 医療機関が院内での対応が困難であることについては、障がい者本人やその家族及びサービス提供事業者が医療機関に口頭で確認する。

※ 原則的には院内介助は医療機関による対応を基本とすることから、医療機関の対応が困難な場合でサービス提供事業者が院内介助した場合においては、居宅介護計画等の支援計画に必ずその旨を詳細に記録するとともに、日々の支援内容の記録(日報)に具体的な支援内容を記録する必要がある。

- 医療機関における院内介助の取扱いについては、居宅介護における通院等介助及び重度訪問介護の移動加算部分におけるサービスを対象とする。

また、同行援護及び行動援護においても、通院時の支援を受け、医療機関における院内介助の必要性があった場合には、利用してもよい。

## \*2 介助等の支援が必要である場合について

プールやスーパー銭湯を利用したり、映画や観劇などを観賞したりする時間および食事等の時間については、利用者の状況が以下のいずれかの要件に該当するときは、介助等の支援が必要である場合と判断のうえ、その間の支援も含めて移動支援の対象とします。

なお、その場合であっても、スーパー銭湯や温泉などでの入浴に伴う介助、プール遊泳中の介助などについては、ガイドヘルパーによる介助等の支援の対応が可能であるかどうか、事前に事業者を確認してください。

- ① 利用者一人では場内において危険が及ぶ可能性がある場合
- ② 身体の障がいにより、利用者一人では場内での移動が困難な場合
- ③ 知的または精神の障がいにより、利用者が場内での誘導を必要とする場合
- ④ 身体、知的または精神の障がいにより、利用者一人では場内での目的を達することが困難な場合
- ⑤ その他、食事、トイレなど場内において適宜、介助を必要とする場合

また、事業者の方におかれましては、このような支援を行った場合には、判断理由および支援内容をサービス提供記録に記載いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### ◆利用者のみなさんへ

移動支援事業は、単独では外出が困難な障がい者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助および外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。

移動支援サービスの利用に際しては、利用者の属する世帯の所得の区分に従い、一定のご負担をいただきますが、その費用の大部分は福祉目的として公費によって賄われています。

このため、通勤、営業活動など経済活動に係る外出や、宗教活動、政治活動に係る外出、公序良俗に反するなど社会通念上適当でない外出、ギャンブルなど社会生活上必要不可欠とは認められない外出などについては、支援の対象外としています。

また、公的な支援サービスの一つとして、公平かつ公正な支給決定を行うとともに、安全確保にも留意し、利用者に対する支援を継続して行っていく必要があることから、1か月あたりの支給時間数や公共交通機関の利用などについて定めています。

移動支援サービスの利用の申請や実際の利用にあたりましては、本事業の趣旨・目的等をご理解いただき、適切なサービスの利用をお願いいたします。

#### ◆移動支援事業者の方へ

利用者のみなさんにもお願いしているとおり、移動支援事業は、障がい者(児)に対する公的な支援サービスの一つとして実施していますので、本事業の趣旨・目的等をご理解のうえ、適切なサービスの利用にご協力願います。

本事業の運営にあたり、適正なサービスが利用者に提供されているか、請求の内容に過誤等はないか確認するため、事業者に対しまして、必要に応じて聴き取りや移動支援計画書の提出などの調査および指導監査を適宜実施いたします。これらの調査・指導監査の結果、不適切な事例や不正請求が判明した場合には、口頭・文書による是正指導を行い、費用の返還や、悪質な事案については本市の事業者登録を取り消すなどの処分を行います。

なお、移動支援事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて、市町村の判断により実施する地域生活支援事業であり、援護の実施者である市町村ごとに対象となる外出の範囲や支援の方法が異なりますのでご注意ください。

泉大障第246号

平成25年7月1日

移動支援事業登録事業者 各位

泉大津市障がい福祉課長

( 公 印 省 略 )

「泉大津市移動支援サービスの利用について」の配付について

平素は、本市障がい福祉行政の推進にご協力を賜りありがとうございます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき実施している地域生活支援事業につきましては、その実施主体が市町村とされていることから、実施市町村ごとに支援の内容等が異なり、これまで事業者並びに利用者の皆様から数多くのお問い合わせをいただいております。

このため、地域生活支援事業の中におきましても、とりわけ利用の頻度が高い移動支援事業につきましては、事業内容等を記した「泉大津市移動支援サービスの利用について」を別添のとおり作成しましたので配付させていただきます。過去に本市へ寄せられたご質問等につきましても、整理のうえQ&A集として掲載させていただいておりますので、今後の支援の実施にあたりご活用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、「泉大津市移動支援サービスの利用について」については、本市ホームページ上でも、あわせて公開する予定です。

さ べ つ き ん し      な い よ う      じ よ う れ い      ひ か く  
**差別禁止を内容とする条例の比較**

そ う ろ ん ぶ ぶ ん      か く ろ ん ぶ ぶ ん      い ち ら ん び よ う  
**(総論部分 各論部分 一覧表)**

**作成：2013年11月**

差別禁止条例の総論の比較

（要約であるため引用についての原文の通りとは限らない）

項目	千葉条例	北海道条例	岩手条例	さいたま市条例	熊本条例
正式名称	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	北海道障害がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい岩手県づくり条例	さいたま市誰もが共に暮らしやすい障害者の権利の擁護等に関する条例	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例
制定	平成18(2006)年10月制定。一部を除き、平成19(2007)年7月施行。	平成21(2009)年3月制定。一部を除き、平成22(2010)年4月施行。	平成22(2010)年12月制定。平成23(2011)年7月施行。	平成23(2011)年3月制定。一部を除き、同年4月施行。	平成23(2011)年7月制定。一部を除き、平成24(2012)年4月施行。
前文	前文 「障害のある人もない人も、誰もがお互いの立場を尊重し合い、支え合いながら、安心して暮らすことのできる社会」が「目指すべき地域社会」であることなどが前文に謳われている。	前文 前文は付されていない。	前文 依然として、障がいのあることを理由に、障がいのある人を区別する意識やこれに基づいた社会における制度が存在し、障がいのある人の社会参加を妨げる障壁となっているとの現状認識のもとに、障がいのある人と障がいのない人同士が互いに個人の権利を尊重し合いながら心豊かに主体的に生活することのできる地域づくりを目指すことを決意したことなどが前文に謳われている。	前文 さいたま市が障害者権利条約の理念を踏まえたとした理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現を目指していること、目指すべき社会は人として生まれながらに持つ権利と自由を、障がいのある人にもない人にも同じように認められる社会であることなどが前文に謳われている。	前文 障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならないことなどが前文に謳われている。
目的	目的(第1条) 「障害のある人への理解を広げ、差別をなくすための取組について、基本理念を定め、差別をなくす施策を「総合的に推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図り」、「県民の福祉の増進に資すること」などが目的として掲げられている。	目的(第1条) 障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進するため、道の施策の基本となる事項、道が実施すべき事項などを定めることにより、地域における障がい者及び障がい児の権利を擁護し、及び生活の支援に向けた環境を整備し、もって北海道の障がい者及び障がい児の福祉の増進に資することなどが目的として掲げられている。	目的(第1条) 障がいについて理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念と県の責務、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにし、障がいのある人とならない人が互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進することなどが目的として掲げられている。	目的(第1条) 障害者への差別及び虐待を禁止するとともに、障害者の自立及び社会参加を支援するための措置を講ずることにより、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図ることなどにより、個人の尊厳と権利が尊重され、享受することのできる地域社会の実現に寄与することなどが目的として掲げられている。	目的(第1条) 障害者に対する理解や権利を擁護する施策に関する基本事項を定めるなど、権利擁護のための施策を総合的に推進し、全ての県民が障がい者無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らす共生社会の実現に寄与することなどが目的として掲げられている。

差別禁止条例の総論の比較

(要約であるため引用については限らない)

項目	八王子市条例	長崎県条例	別府市条例 (案)	沖縄県条例 (案)
正式名称	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例 (案)	障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例 (乙第4号議案)
制定	平成23(2011)年12月制定。平成24(2012)年4月施行。	平成25(2013)年5月制定。一部を除き、平成26(2014)年4月施行。		
前文	市、市民、事業者など全ての者が連携し、障害のある人の生活を困難にきた心の壁、社会参加を困難にする物理的環境、社会的制度、情報不足などの社会的障壁を取り除き、障害のある人に対するいかなる差別もなす取組みが求められていることなどが前文に謳われている。	前文 平和の実現には誰もが共生できる社会の実現が必要であり、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮できることが、互いに優しく接し合うことができる社会環境を築くことであること、これらにより、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことができる平和な社会を作り上げていくことができることなどが前文に謳われている。	前文 「障害への理解の不足や社会にある様々な障壁により、依然として障害があるために諦めなければならぬ現実や障害への無理解による差別や偏見がなくならない状況」があるとの認識を示したうえで、「住む人も訪れる人も、障害のある人もない人も、すべての人が社会の一員として共生社会を築きあげ役割を担い、幸せや喜びを享受できる安心して安全に暮らせる別府市を実現する」ことをめざすことなどが前文に謳われている。	前文 障害者が「障害を理由とする差別を」受けたり、「障害のない人にとって問題にならないことが、障害があることにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされ」、さらに「離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている」状況において、今こそ「障害を理由とする差別等をなくしていく取組が求められていることなどが前文に謳われている。
目的	目的 (第1案) 障害者に対する差別をなくすための取組について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、当該取組に係る施策を総合的に推進することなどが目的として掲げられている。	目的 (第1案) 県民の理解を深め、差別を禁止し、これをなくすための施策の基本となる事項等を定めることにより、誰もが住み慣れた地域で、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与することなどが目的として掲げられている。	目的 (第1案) 「障害のある人への差別等をなくすための取組を進めることなどにより、障害のある人もない人も安心して安全に暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することなどが目的として掲げられている。	目的 (第1案) 障害を理由とする差別の禁止等を定め、差別等を解消するための施策等を推進することにより、障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することなどが目的として掲げられている。

差別禁止条例の総論の比較

(要約であるため引用についての原文の通りとは限らない)

項目	千葉条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例
<p>○基本理念(第3条) 「すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有する。」こと、や差別をなくす取組が「障害のある人に対する理解を広げる取組と一体のものとして、行われなければならない。」こと、「様々な立場の県民がそれぞれその立場を理解し、相協力することにより」行われなければならないことなどが基本理念とされている。</p>	<p>○基本理念(第3条) 社会全体での取組、差別的防止、暮らしづらさの解消、権利の最大限の尊重、保健、医療、福祉、労働、経済、教育その他あらゆる分野における総合的な取り組み、道内の地域間格差の是正などが、障がい者の権利の実現や社会参加の確保のための施策の基本理念とされている。</p>	<p>○基本理念(第3条) 障がいの理解の促進と不利益な取扱いの解消は、障がいのある人のあらゆる分野の活動に参加する権利を尊重することを基本として行われるべきことなどが基本理念とされている。</p>	<p>○基本理念(第3条) 障害者への差別をなくし、及び虐待を防止するための取組は、障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、障害に対する理解を深めることにより行われなければならないことなどが基本理念とされている。</p>	<p>○基本理念(第3条) 全ての障害者が、等しく個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有し、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たし相互に協力すること旨として、権利保護の施策が行われるべきことなどが基本理念とされている。</p>	
<p>○障害の定義</p>	<p>○障害 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相応な制限を受ける状態をいう(第2条)</p>	<p>○障がい 障がい者基本法第2条に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、発達障害、高次脳機能障害その他これらに準ずる障がいがあることに伴い、その時々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、日常生活又は社会生活において継続的に相応な制限を受ける状態をいう(第2条)</p>	<p>○障害 障害者基本法第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害 イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器官、身体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活を営む上で社会的な支援を必要とする状態(第2条)</p>	<p>○障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相応な制限を受ける状態にあるもの(第2条)</p>	



差別禁止条例の総論の比較

(要約であるため引用しているの原文の通りとは限らない)

項目	八王子市条例	長崎県条例	別府市条例 (案)	沖縄県条例 (案)
基本理念	<p>○基本理念 (第3条)</p> <p>差別をなくす取組は、全ての障害者が障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として行われなければならないこと、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と一体のものとして行われなければならないことなどが基本理念とされている。</p>	<p>○基本理念 (第3条)</p> <p>合理的配慮により社会の様々な分野に参加し貢献できること、どこで誰と生活するかを選択する機会が確保され、地域社会で共生することを妨げられないこと、障害を全ての人の問題として認識し、共に理解を深める必要があること、差別する側とされる側とに分けて相手側を一方的に非難するものであってはならないことなどが基本理念とされている。</p>	<p>○基本理念 (第3条)</p> <p>障害者が差別を受けるとなるとあらゆる分野に参加する権利を有すること、障害がその状態と社会的障壁との相互作用によって生じるものであることから、合理的配慮が行われなければならないことなどが基本理念とされている。</p>	<p>○基本理念 (第3条)</p> <p>共生社会の実現は、障害者の尊厳とそれにふさわしい生活を保障される権利を踏まえ、県、市町村及び県民の相互の連携協力の下に、社会全体として推進していかねばならないことなどが基本理念とされている。</p>
障害の定義	<p>○障害者</p> <p>身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。) がある者であつて、障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものという (第2条)</p>	<p>○障害のある人</p> <p>身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活等に相当な制限を受ける状態にあるものという (第2条)</p>	<p>○障害</p> <p>身体、知的及び精神その他の心身の機能が他の事由によりその能力が発揮されないため、継続的に日常生活又は社会生活を行うに当たつて、社会的な制度の整備及び支援を必要とする状態のことをいう (第2条)。</p>	<p>○障害のある人 (第2条)</p> <p>身体障害、知的障害、精神障害 (発達障害を含む。)、難病 (治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。) その他の心身の機能の障害 (以下「障害」と総称する。) がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものという。</p>

差別禁止条例の総論の比較

(要約であるため引用についての原文の通りとは限らない)

項目	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例
差別等の定義	<p>○差別 8つの生活分野ごとに不利益取扱いの内容を詳述したうえで、これらと「実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置」を行わないことを差別として規定(第2条)</p>	<p>○障がい者への配慮 「道・道民は、生活の場等において障がい者に対する合理的配慮に努めるとともに、差別や不利益な取扱いをしてはならない」(第20条)と規定</p>	<p>○不利益な取扱い 「差別」という表現ではなく「不利益取扱い」という表現をとっている。その上で、不利益取扱いとは、障がい者を理由に不利な区別、排除及び権利の制限をすること並びに必要かつ合理的な配慮(社会通念上相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他の過重な負担を課するものと認められる場合を除く。)をしないこと(第2条)と規定</p>	<p>○差別 個別分野ごとに差別の定義をおいているが、概ね、正当な理由なく障害者でない者と比べて不利益な取扱いをし、又は取扱いをしようとするところとしている(第2条)</p> <p>○合理的配慮に基づく措置 障害者が障害を原因として日常生活等を行う上で不可欠な活動ができるようにするために、行う、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置とする(第2条)</p>	<p>○不利益取扱い 「差別」という表現ではなく「不利益取扱い」という表現で様々な生活分野ごとに規定が置かれているが、概ね、やむを得ない合理的理由がある場合を除き、障害を理由とする拒否、制限、条件付け、その他の不利益取扱いがその内容となっている(第8条)</p> <p>○社会的障壁の除去のための合理的な配慮 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは、その実施においては、障害者の権利利益を侵害することとならなければならぬ(第9条)</p>
差別の禁止	<p>○差別の禁止(第8条) 「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、不利益取扱いをしないうと又は合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合においては、この限りでない。」と規定。</p>	<p>○不利益な取扱いの禁止 「何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない」(第7条)と規定して、差別禁止という表現は用いていないが、内容的に差別を禁止している。</p>	<p>○差別の禁止 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない(第9条)と規定</p>	<p>○不利益取扱いの禁止 「何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。」(第8条)と規定して、差別禁止という表現は用いていないが、内容的に差別を禁止している。</p>	<p>○不利益取扱いの禁止 「何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。」(第8条)と規定して、差別禁止という表現は用いていないが、内容的に差別を禁止している。</p>

差別禁止条例の総論の比較

(要約であるため引用についての原文の通りとは限らない)

項目	八王子市条例	長崎県条例	別府市条例 (案)	沖縄県条例 (案)
差別等の定義	<p>○差別 障害を理由として、差別することその他の他の権利利益を侵害する行為をいう (第2条)</p> <p>○合理的な配慮 市、市庁及び事業者は、次に掲げる場合には、前条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする (第7条)</p>	<p>○差別 客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均衡待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう (第2条)</p> <p>○不均等待遇 障害又は障壁に關連する事由を理由に、区別、排除、制限又は条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう (第2条)</p> <p>○合理的配慮 障害のある人及びその家族の求め (障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に属する。) に応じて、障害のない人と同等な権利の行使のために必要かつ適切な現状の差又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担になるものを除く (第2条)</p>	<p>○差別 (第2条) 障害を理由として不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることをいう。</p> <p>○合理的配慮 障害のある人が、他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁を取り除くに当たって、その実施に伴う負担が過度でないときは、障害のある人にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うことをいう。</p>	<p>○差別 総論的な定義規定はないが、各論で規定する第8条から第17条までに規定する行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為を指すとされる (第7条)</p>
差別の禁止	<p>○差別の禁止等 第6条1項で「何人も、障害者に対し、社会的障壁の除去は、障害者の権利利益を侵害しないよう、その実施については必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と規定</p>	<p>○差別の禁止 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない (第7条) と規定</p>	<p>○差別の禁止 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない (第7条) と規定</p>	<p>○差別の禁止 (第7条) 何人も、第9項及び次条から第17条までに規定する行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>・何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過度でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に於いて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>

差別禁止条例の総論の比較  
 (要約であるため引用についての原文の通りとは限らない)

項目	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例
相談 体制	<p>○地域相談員等 相談業務に当たる「地域相談員」(第14、15条)や相談員への助言や事業の調査などを行う「広域専門指導員」(第16条)に相談業務を委託</p>		<p>○不利益な取扱い等に関する相談、助言等は、障害のある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等の必要な措置を行う(第15条)</p>	<p>○相談体制 差別禁止に関する独自の相談体制は記載されていないが、障害者への総合支援の中で市や相談支援事業者の役割が記されている(第22条)</p>	<p>○不利益取扱い等に関する相談 「地域相談員」(第12条)や地域相談員への指導・助言(第14条)なども行う「広域専門指導員」(第13条)に相談業務を委託</p>
事業の 調査	<p>○事業の調査 知事は、前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事業について調査を行うことができる(第22条)</p>	<p>○調査 知事又は地域づくり推進員は、虐待に関する事業及び障がい者の権利に重大な支障を及ぼす事業に係る協議に際して必要な事業を確認する場台にあっては、当該協議に必要な事業に関し、調査を行うことができる(第47条)</p>		<p>○事業の調査 市長は、差別を受けた障害者から申立があったときには、相談支援事業者と連携して事実調査を行う(第11条)</p>	<p>○事業の調査 事業の調査については「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」が助言又はあっせんを行うために必要な限度においておこなう資料の提出又は説明の聴取によってなされる。</p>
事業解 決のた めの組 織体制	<p>○「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」 事業の解決を図るために上記調整委員会の設置(千葉県行政組織条例による)</p> <p>○助言・あっせん 障害者の申立を受けた知事の求めに応じて、同調整委員会が助言・あっせんの適否を判断(第23条)</p>	<p>○「障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会」 障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること、差別や虐待及び権利擁護に関すること、その他地域で暮らす障がい者の暮らしに関することを協議する上記委員会を総合福祉局(福祉局)の14圏域ごとに設置(第7章)。</p>		<p>○「さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会」 市長の求めに応じて、助言やあっせん、その他の諮問に及び、差別に係る事項を調査審議する上記委員会を設置(第15条)</p> <p>○助言やあっせん 市長は、必要があると認めるときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことについて審議を求める(第12条)</p>	<p>○「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」 助言又はあっせんなどを行うために上記委員会を設置(第4章)</p> <p>○助言・あっせん 助言・あっせんの対象事業は不利益取扱いに限られるが、障害者の申立を受けた知事の求めに応じて、同調整委員会が助言・あっせんの適否を判断(第16、17条)</p>

差別禁止条例の総論の比較

(要約であるため引用については限らない)

項目	八王子市条例	長崎県条例	別府市条例 (案)	沖縄県条例 (案)
<p>相殺制度</p>	<p>差別に関する相談、助言等 市は、自ら、又は相談支援事業者に委託して、差別に関する相談、助言、調整等を行う (第15条、16条)。</p>	<p>相殺制度 相談業務に当たる「地域相談員」(第30条)や相談員への助言や事業の調査などを行う「広域専門指導員」(第31条)に相談業務を委託</p>	<p>相殺制度 差別に該当すると認められる事業については、市が相談に乗ったうえで事業の確認や調査、関係当事者間の調整などを行うとされているが、相談支援を行う事業者に委託するもできる (第17条)。</p>	<p>県は、市町村が行う相談業務や「差別事例相談員」に対して、技術的助言その他の必要な支援を行う (第19条) とともに、差別事例相談員への助言や差別事例の調査を行う「広域相談専門員」(第20条)を置くなどの体制を整備</p>
<p>事実の調査</p>	<p>市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる (第18条)</p>	<p>事実の調査 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする (第33条)</p>	<p>事実の調査 市長は、前条(助言又はあっせん)の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実について調査を行うことができる (第19条)。</p>	<p>事実の調査 事実の調査については「広域専門相談員」による相談事例の調査や「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調査委員会」が助言又はあっせんを行うために必要な程度においておこなう資料の提出又は説明の採取によってなされる。</p>
<p>事業者の権利保護の権限</p>	<p>「八王子市障害者の権利保護に関する調査委員会」市長の附随機関として、対象事業に係る申立てについて調査審議する上記委員会を設置 (第1条)</p> <p>助言又はあっせん 申立てを受けた市長は、同委員会による通告の判断を経て、助言又はあっせんを行う (第19条)</p>	<p>「障害のある人の相談に関する調査委員会」障害のある人に対する差別をなくするための施策を推進し、助言又はあっせんなどにより障害のある人に対する差別に該当する事業を解決するために上記委員会を設置 (第20条)。</p> <p>助言・あっせん 申立てを受けた知事の求めに応じて、同調査委員会が助言・あっせんの通告を判断 (第34条)</p>	<p>「別府市障害者差別等事業解決委員会」(第2条)市長の諮問に応じて差別等事案についての調査審議を行う。</p> <p>助言・あっせん(第18条) 障害者の申立を受けた市長の諮問に応じて、その通告を審議 (第20、22条)市長が適切と判断した場合には、助言又はあっせんを行う (第20条)</p>	<p>「沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調査委員会」の設置 (第24条) 障害を理由とする差別等の解消に関し、助言又はあっせんを行わせ、及び必要な事項を調査審議させるために設置。</p> <p>助言・あっせん 同調査委員会は、助言又はあっせんの申立を受けた知事の求めに応じて、その通告を審議し、その判断に基づいて助言・あっせんを行う (第22条)</p>

差別禁止条例の総論の比較  
 (要約であるため引用については限らない)

項目	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例
差別性 関係の 手段	<p>○勧告等 正当な理由なく当該勧告又はあつせんに従わない場合、知事は同調査委員会の求めに応じて勧告を行うことができる(第24条)</p> <p>○訴訟の援助 知事は、調査委員会が適当と認めるときは、費用の貸付を含む訴訟の援助ができる(第26条)</p>	<p>○勧告 指導の結果改善が図られない場合、知事は地域づくり推進委員会の求めに応じて改善の勧告を行うことができる(第48条)</p> <p>○公表 知事は、知事は勧告内容がみられない場合には、知事は勧告内容を公表することができる(第48条)</p>	<p>○勧告 相手方が正当な理由なく助言又はあつせんに従わない場合、同委員会の求めに応じて市長がこれに従うよう勧告する(第13条)</p> <p>○公表 市長は、相手方が正当な理由なく勧告に従わないときには、当該勧告の内容を公表することができる(第14条)</p>	<p>○勧告 相手方が正当な理由なく助言又はあつせんに従わない場合、同委員会の求めに応じて市長がこれに従うよう勧告する(第13条)</p> <p>○公表 市長は、相手方が正当な理由なく勧告に従わないときには、当該勧告の内容を公表することができる(第14条)</p>	<p>○勧告 正当な理由なく当該あつせんに従わない場合、知事は同調査委員会の求めに応じて勧告を行うことができる(第18条)</p> <p>○公表 知事は、相手方が正当な理由なく勧告に従わないときには、公表することができる(第19条)</p>
共生 社会に 向けた 施策な ど	<p>推進会議(第三章)                      隣省のある人に対する理解を促し、差別をなくすために設置</p>	<p>「北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」(第8章) 暮らしやすい地域づくりの推進に関する重要事項の企画、調整及び推進に関することなどを所掌事項とする。</p>	<p>市は、隣省者の自立及び社会参加のための支援(第3章)を行うとともに、自立支援協議会(第31条)を開催する</p>	<p>市は、隣省者の自立及び社会参加のための支援(第3章)を行うとともに、自立支援協議会(第31条)を開催する</p>	<p>県民の理解の促進(第3章)                      県は、隣省者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、隣省者と隣省者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする</p>
虐待	<p>○虐待に関する規定は改正により削除</p>	<p>○虐待の禁止(第21条)</p>	<p>○虐待の禁止(第7条)</p>	<p>○虐待の禁止等(第2条、第16条～第21条)</p>	<p>○虐待の禁止(第10条)</p>
見直し 等	<p>施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、隣省のある人の権利擁護に関する法制の整備の動向等を調査し、この条例の範囲、解決の手続等を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>施行の白から三年を目途として国内の法制度の動向等を踏まえ必要措置を講じ、その後は、5年を経過することに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>施行後三年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>施行後五年を目途として、隣省者に係る法制の動向を調査し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>施行後三年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を調査し、必要があると思われる場合は、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

差別禁止条例の総論の比較

(要約であるため引用についての原文の通りとは限らない)

項目	八王子市条例	長崎県条例	別府市条例 (案)	沖縄県条例 (案)
<p>実効性 拍戻の 手段</p>	<p>〇勸告 市長は、相手方が、正当な理由なく当該助言又はあつせんに従わない場合は、当該助言又はあつせんに従うよう勧告することができる (第20条)</p>	<p>〇勸告 正当な理由なく当該助言又はあつせんを受諾しない場合は、知事は、同調調整委員会の求めに応じて必要なときにおいては勧告を行うことができる (第35条)</p> <p>〇公報 知事は、前条の勸告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勸告に従わないときは、その旨を公表することができる (第36条)</p>	<p>〇勸告等 市長は、正当な理由なく当該助言又はあつせんに従わないときは、当該助言又はあつせんに従うよう勧告することができる (第21条)。</p>	<p>〇勸告等 正当な理由なくあつせんに従わない場合、知事は同調調整委員会の求めに応じて勧告を行うことができる (第23条)</p>
<p>共生 社会に 向けた 施策な ど</p>	<p>市の責務 (第4条) 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別をなくするための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するとし、分野別に講ずべき措置等を明示している</p>	<p>県は、障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策 (第4章) や「障害のある人もない人も共に生きる平和な草創県づくり推進会議」 (第5章) を開催し、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくするための取組を推進する</p>	<p>第3節 合理的配慮 (合理的配慮という表現ではあるが、内容的には、主に市の各分野毎の施策の責務を規定、第10条～第16条)</p>	<p>第4章 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策 (第75条から第77条まで多くの分野における施策を明示している)</p>
<p>虐待</p>	<p>〇虐待に関する規定はない</p>	<p>〇虐待に関する規定はない</p>	<p>〇虐待の禁止等 (第8条)</p>	<p>〇虐待の禁止等 (第7条3項)</p>
<p>見直し 等</p>	<p>施行後3年を目途として、障害者に係る法制度の動向を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、その全額に關して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な負担しが行われるものとする。</p>	<p>規定なし</p>	<p>施行後3年を目途として、障害のある人を取り巻く社会经济情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると思われるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

差別禁止条例における差別的各論における定義の比較

項目	千葉条例	さいたま市条例	熊本条例	長崎条例	沖縄条例
差別の禁止	<p>○差別の禁止(第8条) 何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない。ただし、合理的配慮に基づき措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担にならない場合においては、この限りでない。</p> <p>○定義(第2条2項) 「差別」とは、次の各号に掲げる行為(以下「不利差別的行為」という。)をすることを及ぶ障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は合理的配慮に基づき措置(以下「合理的配慮」という。)を行わないことという。</p>	<p>○差別の禁止(第9条) 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。</p> <p>○合理的配慮に基づく措置(第2条7項) 障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動をすることができず、又は制限される場合に、当該活動をすることができるようにし、又は当該活動の制限を緩和するために、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置(当該障害者の就業時間又は業務内容を変更する措置で事業活動の目的の達成が妨げられるもの、既存の建築物の本質的な構造を変更する措置その他の当該措置を行う者に社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担を課することとなる措置を除く。)をいう。</p> <p>○差別(次に掲げる行為をいう(第2条8)) ○差別 次に掲げる行為をいう(第2条8))</p>	<p>○不利差別的取扱いの禁止(第8条) 何人も、次に掲げる行為(以下「不利差別的取扱い」という。)をしてはならない。</p> <p>○社会的障壁の除去のための合理的配慮(第9条) 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が顕に存し、かつ、その実施に伴う負担が過度でないときは、それを怠ることとならないう。その実施に侵害することとならないう(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。</p>	<p>○差別の禁止(第9条) 何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。</p> <p>○定義(第2条) ・「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等特遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることをいう。</p> <p>・「不均等特遇」とは、障害又は障害に關連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。</p> <p>・「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め(障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。)に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び特遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。</p>	<p>○差別の禁止(第7条) 何人も、第3項及び次条から第17条までに規定する行為のほか、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p> <p>・何人も、障害のある人から顕に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過度でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないう。当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p>



さいべつきんしじようれい  
 差別禁止条例における差別的各論における定義の比較  
 ていぎ ひかく  
 ながさきけんじようれい  
 長崎県条例

項目	千葉県条例 ちばけんじようれい 千葉県条例	さいたま市条例 さいたましじようれい さいたま市条例	熊本県条例 くまもとけんじようれい 熊本県条例	長崎県条例 ながさきけんじようれい 長崎県条例	沖縄県条例(案) おきなわけんじようれい(あん) 沖縄県条例(案)
<p>福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為</p> <p>イ 障害を理由として、福祉サービスの利用に關する適切な相談及び支援が行われることとなし、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。</p> <p>ロ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>	<p>工 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス(保健医療サービス及び福祉サービスを除く。)の提供若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すること。</p>	<p>(1) 障害者に社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体を保護するためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(2) 障害者に障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第17項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設若しくは同条第12項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項に規定する共同生活援助を行う住居への入所を強制すること。</p>	<p>第10条 障害福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に關する適切な相談及び支援を行うこととなし、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確證することが困難である場合に限る。)に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所(入居を含む。)又は通所を強制してはならない。</p> <p>2 福祉サービスの提供を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、福祉サービスの提供に關し、本均等待遇を定めてはならず、又は合理的配慮を定めてはならない。</p>	<p>(1) 本人の生命又は身体を保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為</p> <p>(2) 福祉サービスの利用に關する適切な相談及び支援が行われず、本人の意に反して、入所施設における生活を強いる行為</p>	<p>福祉サービスの利用に關する適切な相談及び支援が行われず、本人の意に反して、入所施設における生活を強いる行為</p>

さべつきんしじょうれい さいまつ かくらん ていぎ ひかく  
**差別禁止条例における差別的各論における定義の比較**

項目	千葉県条例 ちばけんじょうれい	さいたま市条例 さいたましじょうれい	熊本県条例 くまもとけんじょうれい	長崎県条例 ながさきけんじょうれい	沖縄県条例(案) おきなわけんじょうれい(あん)
医療分野	<p>二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為</p> <p>イ 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強いる、又は隔離すること。</p>	<p>上記の福祉分野の規定に含まれる。</p> <p>(3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為</p> <p>ア 障害者の生命又は身体保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。</p>	<p>第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。)に反して、医療を受けるよう強制してはならない。</p> <p>2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に関し、不均衡待遇を行ってはならない。</p>	<p>(1) 本人の生命又は身体保護のためやむを得ないことその他の正当な理由がなく、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(2) 法令に特別の定めがある場合を除き、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強制し、又は隔離すること。</p>	<p>サービスの提供又は商品の販売を行う者は、障害のある人にサービスを提供し、又は商品販売する場合(第8条、前条及び第12条から第15条までに規定する場合を除く。)において、障害のある人に対して、障害を理由として、サービスの本質を著しく損なうこととなることその他の正当な理由がなく、サービスの提供又は商品の販売を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>
商品販売	<p>三 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>四 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為</p>	<p>上記の福祉分野の規定に含まれる。</p> <p>(4) 障害者に商品販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供されるサービスの質が著しく損なわれるおそれがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ない特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p>	<p>第12条 商品及びサービス(第10条の指しサービスを除く。以下同じ。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に関し、不均衡待遇を行ってはならない。</p>	<p>サービスの提供又は商品の販売を行う者は、障害のある人にサービスを提供し、又は商品販売する場合(第8条、前条及び第12条から第15条までに規定する場合を除く。)において、障害のある人に対して、障害を理由として、サービスの本質を著しく損なうこととなることその他の正当な理由がなく、サービスの提供又は商品の販売を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>	<p>サービスの提供又は商品の販売を行う者は、障害のある人にサービスを提供し、又は商品販売する場合(第8条、前条及び第12条から第15条までに規定する場合を除く。)において、障害のある人に対して、障害を理由として、サービスの本質を著しく損なうこととなることその他の正当な理由がなく、サービスの提供又は商品の販売を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>

さいべつきんしじょううれい さいべつ かくろん ていぎ ひかく  
 差別禁止条例における差別的各論における定義の比較

項目	千葉県条例 ちばけんじょううれい	さいたま市条例 さいたましじょううれい	熊本県条例 くまもとけんじょううれい	長崎県条例 ながさきけんじょううれい	沖縄県条例(案) おきなわけんじょううれい(あん)
労働分野	<p>イ 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的理由なく、障害を理由として、応募者しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 賃金、労働時間その他の労働条件又は配座、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。</p> <p>ハ 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。</p>	<p>ウ 障害者を雇用し、又は業務に従事させる場合に行う次に掲げる行為</p> <p>(ア) 募集又は採用に当たって、正当な理由なく、障害を理由として、応募者しくは採用を拒否し、又はこれに条件を課すること。</p> <p>(イ) 正当な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強制すること。</p> <p>(ウ) 合理的配慮に基づき措置を行わなければ業務の遂行が妨げられること、障害を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づき措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。</p>	<p>(5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配座、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。</p>	<p>第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされなくてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、労働者の募集若しくは採用に關し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>2 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされなくてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる事項について不均等待遇を行ってはならない。</p> <p>(1) 賃金                  (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇                  (3) 昇進、配座転換、休職及び復職                  (4) 訓練及び研修                  (5) 福利厚生                  (6) その他の労働条件</p> <p>3 事業主は、障害のある人が合理的配慮をなされなくてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、降登を理由として、当該障害のある人を解雇してはならない。</p>	<p>(1) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の合理的理由がなく、応募者しくは採用を拒み、又は条件を課す行為その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(2) 賃金、労働時間その他の労働条件について、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の合理的理由がなく、本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができず、不利益な取扱いをすること。</p> <p>(3) 本人が業務の本質的部分を適切に遂行することができないことその他の合理的理由がなく、解雇し、又は退職を強制する行為</p>

さいべつしんじしやうれい  
さいべつ かくるん  
ていぎ ひかく  
ながさきけんじしやうれい  
いづみけんじしやうれい  
くまもとけんじしやうれい  
さいたましやうれい  
ちばけんじしやうれい

差別禁止条例における差別の各論における定義の比較

項目	千葉県条例	さいたま市条例	熊本県条例	長崎県条例	沖縄県条例(案)
教育分野	<p>五 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次の行為</p> <p>イ 本人に必要と認められる適切な指導致し及び支援を受ける機会を与えないこと。</p> <p>ロ 本人若しくはその保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。)の意見を聴かずに、又は必要ない説明を行わないで、入学する学校(同法第一条に規定する学校)を決定すること。</p>	<p>さいたま市条例</p> <p>イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次の行為</p> <p>(ア) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導致し及び支援を受ける機会を与えないこと。</p> <p>(イ) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かずに、又は障害者若しくはその保護者に必要ない説明を行わないで、入学する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)を決定すること。</p> <p>(ウ) 合理的配慮に基づき措置を行わなければならないこととその他の障害者又は児童を受けられないことを知りながら、合理的配慮に基づき措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。</p>	<p>熊本県条例</p> <p>(7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次の行為</p> <p>ア 障害者の年齢及び能力に及び、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導致し又は支援を請けないこと。</p> <p>イ 障害者又はその保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する保護者をいう。第16条第2項において同じ。)への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校(同法第一条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校(小学校及び中学校に限る。)をいう。)を指定すること。</p>	<p>長崎県条例</p> <p>第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な情報提供を行わないこと。</p> <p>(2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。</p> <p>2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に及び、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均衡待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>沖縄県条例(案)</p> <p>校長、教員その他の教育関係職員は、障害のある人に教育を行う場合において、障害のある人に対して、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況等に及び、本人に必要と認められる適切な指導致し及び支援を受ける機会を与えない。</p>

さべつ きん し じょうれい さいたま市条例 しじょうれい ちば県条例 ちばけんじょうれい さいたま市条例 しじょうれい ちば県条例 しじょうれい さいたま市条例 しじょうれい ちば県条例

ていぎ ひかく ながさきけんじょうれい 長崎県条例 おきなわけんじょうれい 沖縄県条例 (案)

項目	千葉県条例	さいたま市条例	熊本県条例	長崎県条例	沖縄県条例 (案)
建築物交通分野	<p>六 障害のある人が建築物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為</p> <p>イ 建築物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供され、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>ロ 本人の生命又は身体への保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>	<p>オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建築物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建築物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体への保護のため必要な理由があるとき、障害を理由として、当該建築物その他の施設又は公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。</p>	<p>(8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建築物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建築物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体への保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建築物その他の施設、若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p>	<p>第15条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に關し、不均等待遇を行ってはならない。又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>第16条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。 )は、障害のある人に対して、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ない特別な事情がある場合を除き、当該旅客施設及び車両等の利用に關し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>不特定かつ多数の者の利用に供される建築物その他の施設の利用者、管理者又は占有者は、障害のある人が建築物その他の施設を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、当該施設を利用する場合において、障害のある人に対して、障害を理由として、当該施設の構造上やむを得ないことその他の合理的な理由がなく、当該施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為をしてはならない。</p>
不動産分野	<p>七 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の譲渡、売却、賃貸、転貸又は質権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。</p>	<p>(9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建築物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、質権の譲渡若しくは質物の質権の譲渡若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p>	<p>第17条 不動産の売買、交換又は質貸借その他の不動産取引(以下「不動産取引」という。)を行うおとすとす者は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、不動産取引契約の締結に關し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>第17条 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、不動産の売却、賃貸、転貸又は質権の譲渡を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為をしてはならない。</p>	<p>不動産の取引を行う事業者は、不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の構造上やむを得ないことその他の正当な理由がなく、不動産の売却、賃貸、転貸又は質権の譲渡を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課す行為をしてはならない。</p>

さ べつ きん し じ ょ う れ い  
 差 別 禁 止 条 例 に お け る 差 別 の 各 論 に お け る 定 義 の 比 較

項目	千葉県条例 ち ば け ん し ょ う れ い 八 情 報 を 提 供 し、又 は 情 報 の 提 供 を 受 け る 場 合 に お け て、障 害 の 有 る 人 に 対 し て 行 う 次 に 掲 げ る 行 為	さいたま市条例 し じ ょ う れ い カ 日 常 生 活 等 を 営 む 上 で 必 要 な 情 報 を 提 供 す る 場 合 に お け て、正 当 な 理 由 な く、障 害 の 有 る 人 等 の 提 供 を 拒 否 し、若 し く は 制 限 し、又 は こ れ に 基 づ いて 行 う 次 に 掲 げ る 行 為	熊本県条例 く む も と け ん し ょ う れ い (10) 障 害 者 か ら 情 報 の 提 供 を 求 め ら れ た 場 合 に お け て、障 害 者 に 対 し て、当 該 情 報 を 提 供 す る 事 項 に 関 し、正 当 な 理 由 な 利 益 を 侵 害 す る 事 項 に 関 し、又 は こ れ に 基 づ いて 行 う 次 に 掲 げ る 行 為	長崎県条例 な が さ き け ん し ょ う れ い 第 18 条 多 数 の 者 に 対 し て 情 報 の 提 供 又 は 発 信 を 行 う 者 は、障 害 の 有 る 人 に 対 し て、障 害 の 有 る 人 が 受 け る 事 項 に 関 し、正 当 な 理 由 な 利 益 を 侵 害 す る 事 項 に 関 し、又 は こ れ に 基 づ いて 行 う 次 に 掲 げ る 行 為	沖縄県条例 (案) お き な け ん し ょ う れ い あ ん (1) 情 報 を 提 供 す る 事 項 に 関 し、正 当 な 理 由 な 利 益 を 侵 害 す る 事 項 に 関 し、又 は こ れ に 基 づ いて 行 う 次 に 掲 げ る 行 為 (2) 手 話、点 字 そ の 他 障 害 の 特 性 に 応 じ た 手 法 で の 情 報 の 提 供 が 可 能 で あ る 場 合 に、当 該 情 報 の 提 供 を 拒 む 行 為
意 思 表 示	キ 障 害 者 が 日 常 生 活 等 を 営 む 上 で 必 要 な 意 思 表 示 を 行 う 場 合 に お け て、正 当 な 理 由 な く、障 害 を 理 由 と し て、当 該 障 害 者 が 用 い る 事 項 に 関 し、又 は こ れ に 基 づ いて 行 う 次 に 掲 げ る 行 為	キ 障 害 者 が 日 常 生 活 等 を 営 む 上 で 必 要 な 意 思 表 示 を 行 う 場 合 に お け て、正 当 な 理 由 な く、障 害 を 理 由 と し て、当 該 障 害 者 が 用 い る 事 項 に 関 し、又 は こ れ に 基 づ いて 行 う 次 に 掲 げ る 行 為	(11) 障 害 者 が 意 思 表 示 を 行 う 場 合 に お け て、障 害 者 に 対 し て、障 害 者 が 選 択 し た 意 思 表 示 の 方 法 に よ っ て は、障 害 者 の 意 思 表 示 し よ う と す る 意 思 を 確 認 す る 事 項 に 関 し、又 は こ れ に 基 づ いて 行 う 次 に 掲 げ る 行 為	第 19 条 障 害 の 有 る 人 が 用 い る 事 項 に 関 し、正 当 な 理 由 な 利 益 を 侵 害 す る 事 項 に 関 し、又 は こ れ に 基 づ いて 行 う 次 に 掲 げ る 行 為	障 害 の 有 る 人 か ら 意 思 の 表 明 を 受 け よ う と す る 者 は、当 該 障 害 の 有 る 人 に 対 し て、障 害 を 理 由 と し て、当 該 障 害 の 有 る 人 が 選 択 し た 意 思 の 表 明 の 方 法 に よ っ て は、意 思 表 明 し よ う と す る 意 思 を 確 認 す る 事 項 に 関 し、又 は こ れ に 基 づ いて 行 う 次 に 掲 げ る 行 為
そ の 他	ア 障 害 者 の 氏 名 そ の 他 の 当 該 障 害 者 の 身 上 に 関 す る 事 項 を 未 だ だ り に 用 い て、当 該 障 害 者 の 日 常 生 活 等 を 未 だ だ り に 妨 げ る 事 項	ア 障 害 者 の 氏 名 そ の 他 の 当 該 障 害 者 の 身 上 に 関 す る 事 項 を 未 だ だ り に 用 い て、当 該 障 害 者 の 日 常 生 活 等 を 未 だ だ り に 妨 げ る 事 項	規 定 な し	上 記 の 差 別 の 禁 止 (第 9 条) 参 照。	上 記 の 差 別 の 禁 止 (第 7 条) 参 照。

じょうれいひかくいちらんひよう  
**条例比較一覧表**

	千葉県	北海道	岩手県	さいたま市	熊本県	八王子	長崎県	別府市	沖縄県案
総論	前文	○	○	○	○	○	○	○	○
	目的	○	○	○	○	○	○	○	○
	基本理念	○	○	○	○	○	○	○	○
	障害、障害者の定義	○	○	○	○	○	○	○	○
	差別の定義	○	○	○	○	○	○	○	○
	直接差別（不利益取扱など）	○	○	○	○	○	○	○	○
	合理的配慮の不提供	○	○	○	○	○	○	○	○
各論	差別の禁止規定	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉分野	○	○	○	○	○	○	○	○
	医療分野	○	○	○	○	○	○	○	○
	商品と役務の提供	○	○	○	○	○	○	○	○
	労働分野	○	○	○	○	○	○	○	○
	教育分野	○	○	○	○	○	○	○	○
	建物交通分野	○	○	○	○	○	○	○	○
	不動産分野	○	○	○	○	○	○	○	○
	情報分野	○	○	○	○	○	○	○	○
	意思表示	○	○	○	○	○	○	○	○
	氏名等の乱用	○	○	○	○	○	○	○	○
その他の分野	○	○	○	○	○	○	○	○	
紛争解決の仕組み	相談体制 (地域相談員、広域専門員)	○	○	○	○	○	○	○	○
	紛争解決の体制 (あせせんなどをを行う機関の設置)	○	○	○	○	○	○	○	○
	実効性の確保 (勧告、公表)	○	○	○	○	○	○	○	○
		11	11	11	11	11	11	11	11

注1 総論において「不利益な取扱い」として差別を定義。  
 注2 各論の分野毎に「不利益な取扱い」として差別を定義。  
 注3 差別の定義規定は内容が特定されていない。  
 注4 合理的配慮の不提供について、差別の一類型とする明確な定義とはなっていないが、義務（しなければならない）規定となっている。  
 注5 差別や不利益な扱いは禁止されているが、合理的配慮については努力義務（努める）規定となっている。  
 注6 差別の禁止という表現ではなく「不利益取扱い」の禁止として差別を禁止。

注7 真が相談に応じ、助言、調整をするとはなっているが、独自の体制は整備されていない。  
 注8 既存の相談支援事業者を活用。  
 注9 紛争解決に向けた委員会が設置されているが、助言あせんの権限はない。  
 注10 不利益取扱いのみが対象となっている。  
 注11 公表権限はない。

2013年11月  
 DPI資料#)

じょうらいひひかくいちらんひよう  
**条例比較一覧表**

	千葉県	北海道	岩手県	さいたま市	熊本県	八王子	長崎県	別府市	沖縄県案
前文	○	×	○	○	○	○	○	○	○
目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基本理念	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害、障害者の定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○
差別の定義	○	×	1	○	2	3	○	○	2
直接差別(不利益取扱など)	○	×	○	○	○	×	○	○	○
合理的配慮の不提供	○	×	○	○	4	×	○	○	4
差別の禁止規定	○	5	6	○	6	○	○	○	○
福祉分野	○	×	×	○	○	×	○	×	○
医療分野	○	×	×	○	○	×	○	×	○
商品と役務の提供	○	×	×	○	○	×	○	×	○
労働分野	○	×	×	○	○	×	○	×	○
教育分野	○	×	×	○	○	×	○	×	○
建物交通分野	○	×	×	○	○	×	○	×	○
不動産分野	○	×	×	○	○	×	○	×	○
情報分野	○	×	×	○	○	×	○	×	○
意思表示	×	×	×	○	○	×	○	×	○
氏名等の乱用	×	×	×	○	×	×	×	×	×
その他の分野	×	×	×	×	×	×	○	×	○
相談体制 (地域相談員、広域専門員)	○	×	△	×	○	△	○	△	○
紛争解決の体制 (あつせんなどを行う機関の設置)	○	△	×	○	○	○	○	○	○
実効性の確保 (勧告、公表)	△	○	×	○	○	△	○	△	△
	11					11		11	11

注1 総論において「不利益な取扱い」として差別を定義。  
 注2 各論の分野毎に「不利益な取扱い」として差別を定義。  
 注3 差別の定義規定はあるが内容が特定されていない。  
 注4 合理的配慮の不提供について、差別の一類型とする明確な定義とはなっていないが、義務(しなければならぬ)規定となっている。  
 注5 差別や不利益な扱いは禁止されているが、合理的配慮については努力義務(努める)規定となっている。  
 注6 差別の禁止という表現ではなく「不利益な扱い」の禁止として差別を禁止。

注7 県が相談に応じ、助言、調整をすることはしているが、独自の体制は整備されていない。  
 注8 既存の相談支援事業者を活用。  
 注9 紛争解決に向けた委員会が設置されているが、助言あつせんの権限はない。  
 注10 不利益取扱のみが対象となっている。  
 注11 公表権限はない。

2013年11月  
 DP1資料(ホ)